

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）新旧対照条文
 ○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第二条の二） 第二章 権利移動及び転用の制限等（第三条―第十五条） 第三章 利用関係の調整等（第十六条―第二十九条） 第四章 遊休農地に関する措置（第三十条―第四十四条） 第五章 雑則（第四十五条―第六十三条の二） 第六章 罰則（第六十四条―第六十九条） 附則 第一章 総則	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 農地及び採草放牧地 第一節 権利移動及び転用の制限（第三条―第五条） 第二節 小作地等の所有の制限（第六条―第十七条） 第三節 利用関係の調整（第十八条―第三十二条） 第四節 強制競売、競売及び公売の特例（第三十三条―第三十五条） 第五節 国からの売渡（第三十六条―第四十三条） 第六節 和解の仲介（第四十三条の二―第四十三条の六） 第三章 未墾地等 第一節 買収（第四十四条―第六十条） 第二節 売渡等（第六十一条―第七十五条） 第三節 草地利用権（第七十五条の二―第七十五条の十） 第四章 雑則（第七十六条―第九十一条の三） 第五章 罰則（第九十二条―第九十五条） 附則 第一章 総則

〔目的〕

第一条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

〔定義〕

第二条 (略)

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔この法律の目的〕

第一条 この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。

〔定義〕

第二条 (略)

2 この法律で「自作地」とは、耕作の事業を行う者が所有権に基いてその事業に供している農地をいい、「小作地」とは、耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基いてその事業に供している農地をいう。

3 この法律で「小作採草放牧地」とは、耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原に基いてその事業に供している採草放牧地をいう。

4 この法律で「自作農」とは、農地又は採草放牧地につき所有権に基いて耕作又は養畜の事業を行う個人をいい、「小作農」とは、農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基いて耕作又は養畜の事業を行う個人をいう。

5 前三項の規定の適用については、耕作又は養畜の事業を行う者の世帯

2| この法律で「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族（次に掲げる事由により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の二親等内の親族をいう。

一〇四（略）

3| この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

一（略）

二 その法人の組合員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（株式会社にあつては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの）、持分会社にあつては、次に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの（次に掲げる者の中に、当該政令で定める者があると

員が農地又は採草放牧地について有する所有権その他の権利は、その耕作又は養畜の事業を行う者が有するものとみなす。

6| この法律で「世帯員」とは、住居及び生計を一にする親族をいう。この場合において、世帯員のいずれかについて生じた左に掲げる事由により世帯員が一時住居又は生計を異にしても、これらの者は、なお住居又は生計を一にするものとみなす。

一〇四（略）

7| この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社（公開会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。以下同じ。）又は持分会社（同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

一（略）

二 その法人の組合員、株主（自己の株式を保有している当該法人を除く。）又は社員（以下「構成員」という。）は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること（株式会社にあつては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であり、かつ、次に掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の総株主の議決権の十分の一以下であるもの、持分会社にあつては、次に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるものに限る。）。

きは、チに掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、チに掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四分の一以下であるものに限る。）。

イ・ロ (略)

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第一項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

ニ (略)

ホ その法人に農作業（農林水産省令で定めるものに限る。）の委託を行っている個人

ヘ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人

ト・チ (略)

三 (略)

4 (略)

〔削る。〕

イ・ロ (略)

ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し次条第一項又は第七十三条第一項の許可を申請している個人（当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。）

ニ (略)

ホ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った同項に規定する農地保有合理化法人（市町村及び農業協同組合を除く。）

ヘ・ト (略)

三 (略)

8 (略)

9

この法律で「小作料」とは、耕作の目的で農地につき地上権又は賃借権が設定されている場合の地代又は借賃（その地上権又は賃借権の設定に附随して、農地以外の土地についての地上権若しくは賃借権又は建物その他の工作物についての賃借権が設定され、その地代又は借賃と農地の地代又は借賃とを分けることができない場合には、その農地以外の土

〔農地について権利を有する者の責務〕

第二条の二 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

第二章 権利移動及び転用の制限等

〔削る。〕

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一 第四十六条第一項又は第四十七条の規定によつて所有権が移転される場合

地又は工作物の地代又は借賃を含む。）及び農地につき永小作権が設定されている場合の小作料をいう。

第二章 農地及び採草放牧地

第一節 権利移動及び転用の制限

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一 第三十六条、第六十一条、第六十八条、第六十九条、第七十条又は第八十条の規定によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場

二 第三十六条第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い所有権が移転され、又は賃借権が設定され、若しくは移転される場合

三 第三十七条から第四十条までの規定によつて第三十七条に規定する特定利用権が設定される場合

四 第四十三条の規定によつて同条第一項に規定する遊休農地を利用する権利が設定される場合

〔削る。〕

五・六 (略)

七 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一号の権利が設定され、又は移転される場合

〔削る。〕

〔削る。〕

八〇十一 (略)

十二 遺産の分割、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百六十八條第二項(同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する場合を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の三の規定による相続財産の分与に関する裁判

合

二 第二十六条から第三十一条までの規定によつて利用権が設定され、又は第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて草地利用権が設定される場合

二の二 第七十五条の八の規定によつてこれらの権利が移転される場合

三・四 (略)

四の二 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第三項第一号の権利が設定され、又は移転される場合

四の三 農業経営基盤強化促進法第二十七条の四第三項の規定により都道府県知事が作成した調停案の受諾に伴い同法第四条第三項第一号の権利が設定され、又は移転される場合

四の四 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて同法第二十七条の五に規定する特定利用権が設定される場合

四の五〇六 (略)

七 遺産の分割、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百六十八條第二項(同法第七百四十九条及び第七百七十一条で準用する場合を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の三の規定による相続財産の分与に関する裁判によつて

によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合

十三 農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業（以下「農地売買等事業」という。）の実施によりこれらの権利を取得する場合

〔削る。〕

十四 十六 （略）

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

これらの権利が設定され、又は移転される場合

七の二 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同項第一号に規定する農地売買等事業（以下「農地売買等事業」という。）の実施によりこれらの権利を取得する場合

七の三 農業経営基盤強化促進法第六条第六項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）又は農地保有合理化法人が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同法第四条第四項に規定する特定法人貸付事業（以下「特定法人貸付事業」という。）の用に供するためこれらの権利を取得する場合

八 十 （略）

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなるとき、並びに第二号の二、第四号、第五号及び第八号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

〔削る。〕

- 一 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合
- 二 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

一 小作地又は小作採草放牧地につきその小作農及びその世帯員並びにその土地について耕作又は養畜の事業を行っている農業生産法人（以下この号で「小作農等」という。）以外の者が所有権を取得しようとする場合（その小作農等がその小作農等以外の者に対し所有権を移転することにつきその許可の申請前六月以内に同意した小作地又は小作採草放牧地でその同意した旨が書面において明らかであるものについてその小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合並びに強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。以下単に「競売」という。）若しくは国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含む。以下「国税滞納処分等」という。）に係る差押え又は仮差押えの執行のあつた後に使用及び収益を目的とする権利が設定された小作地又は小作採草放牧地についてその差押えに係る強制執行、競売若しくは国税滞納処分等又はその仮差押えの執行に係る強制執行によりその小作農等以外の者が所有権を取得しようとする場合を除く。）

二 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

二の二 農業生産法人及び農業経営基盤強化促進法第四条第四項に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

〔削る。〕

〔削る。〕

三 信託の引受けにより第一号に掲げる権利が取得される場合

〔削る。〕

四 第一号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。

）又はその世帯員等がその取得後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合

〔削る。〕

二の三 農業生産法人が所有権及び使用収益権以外の権利を取得しようとする場合

二の四 特定法人が使用貸借による権利及び賃借権以外の権利を取得しようとする場合

二の五 信託の引受けにより第二号に掲げる権利が取得される場合

三 耕作又は養畜の事業の委託を受けることにより第二号に掲げる権利が取得されることとなる場合

四 第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人及び特定法人を除く。）又はその世帯員等がその取得後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

五 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では二ヘクタール、都府県では五十アール（都道府県知事が、農林水産省令で定める基準に従い、その都道府県の区域の一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積）に達しない場合

六 第三十六条又は第六十一条の規定により売り渡された農地又は採草放牧地であつてその売渡し後十年を経過しないものにつき地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合（その土地の所有者又はその世帯員の死亡又は前条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、その土地の所有者がその

六 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養

畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）

七 第一号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後に行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率性かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

土地をその世帯員に貸し付けようとする場合、農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により所有権を取得したその土地を一時貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。）の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の構成員がその土地につきその法人のために使用収益権を設定しようとする場合を除く。）

七 小作地又は小作採草放牧地について耕作又は養畜の事業を行う者がその小作地又は小作採草放牧地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（その土地の小作農又はその世帯員の死亡又は前条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、その土地の小作農がその土地をその世帯員に貸し付けようとする場合、農地保有合理化法人がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、同意市町村又は農地保有合理化法人がその土地を特定法人貸付事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。）

〔削る。〕

3| 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸

借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の
すべてを満たすときは、前項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）
の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

一 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地
又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借
又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されて
いること。

二 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業
者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見
込まれること。

三 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあつては、
その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う
耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

4| 農業委員会又は都道府県知事は、前項の規定により第一項の許可をし
ようとするときは、あらかじめ、その農地又は採草放牧地の存する市町
村の長に、その旨を通知するものとする。この場合において、当該通知
を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業
上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるとき
は、意見を述べることができる。

八| 第二号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員の農業経

営の状況、その住所地からその農地又は採草放牧地までの距離等から
みて、これらの者がその土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業
を行うことができると認められない場合

5| (略)

6| 農業委員会又は都道府県知事は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会又は都道府県知事に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

7| (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)

第三条の二 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一| その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

二| その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

三| その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員 of いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

2| 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合

3| (略)

4| (略)

には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

一 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借権の解除をしないとき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

3 農業委員会は、前条第三項第一号に規定する条件に基づき使用貸借若しくは賃貸借が解除された場合又は前項の規定による許可の取消しがあった場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地又は採草放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(農地又は採草放牧地についての権利取得の届出)

第三条の三 農地又は採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号(第十二号及び第十六号を除く。)のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。

2 農業委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると

認めるときは、当該届出をした者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

〔削る。〕

一 （略）

二 国又は都道府県が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合

三 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合

四 八 （略）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 第七条第一項第四号に掲げる農地を農地以外のものにする場合

二 （略）

三 国又は都道府県が農地を農地以外のものにする場合

三の二 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第三項第一号の権利に係る農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合

三の三 六 （略）

254 (略)

5 国又は都道府県が農地を農地以外のものにしようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合には、農林水産大臣との協議）が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

6 第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 国又は都道府県が、前条第一項第二号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合

二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するため当

254 (略)

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合

一の二 農地又は採草放牧地を農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に定める利用目的に供するた

該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第四項第一号の権利が設定され、又は移転される場合

三〇五 (略)

六 前条第一項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合

七 (略)

2 (略)

3 第三条第五項及び第七項並びに前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 国又は都道府県が、農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合（第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においては、国又は都道府県と都道府県知事との協議（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合には、農林水産大臣との協議）が成立することをもつて第一項の許可があつたものとみなす。

5 前条第三項の規定は、都道府県知事が前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

〔削る。〕

め当該農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第四条第三項第一号の権利が設定され、又は移転される場合

一〇三〇二 (略)

三 前条第一項第五号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合

四 (略)

2 (略)

3 第三条第三項及び第四項並びに前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

第二節 小作地等の所有の制限

〔削る。〕

（所有できない小作地）

第六条 国以外の者は、何人も次に掲げる小作地を所有してはならない。

一 その所有者の住所のある市町村の区域の外にある小作地

二 その所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地でその住所のある都道府県について別表で定める面積（都道府県知事が農林水産大臣の承認を受け、その都道府県の区域を二以上の区域に分けて各区域の面積をその平均がおおむね別表のその都道府県の面積と等しくなるように定め、これを公示したときは、その面積）をこえる面積のもの

2 前項の規定の適用については、小作地の所有者の世帯員が当該所有者の住所のある市町村の区域内で所有する小作地は、当該所有者が所有するものとみなす。

3 第一項の規定の適用については、小作地の所有者で第二条第六項に掲げる事由により、一時その住所がその所有する小作地のある市町村の区域内にないものは、その住所がその市町村の区域内にあるものとみなす。

4 第一項の規定の適用については、自作農又はその世帯員であつた者で第二条第六項に掲げる事由以外の事由によりその住所がその所有する農地のある市町村の区域内になくなり、その者の配偶者又はその者と同居及び生計を一にしていた二親等内の血族がその農地について引き続き耕作をしていて、かつ、その農地の所有者がその農地のある市町村の区域内に住所を有するに至る見込があると農業委員会が認めたものは、その住所がその市町村の区域内にあるものとみなす。

5 第一項の規定の適用については、小作地以外の農地でその所有者又は

〔削る。〕

その世帯員でない者が平穩に、かつ、公然と耕作の事業に供しているものは、小作地とみなす。

6 第一項の規定の適用については、次条第一項第二号から第十六号までに掲げる小作地の面積は、その所有者の所有面積に算入しない。

（所有制限の例外）

第七条 次の各号のいずれかに該当する小作地は、前条第一項の規定にかかわらず、所有することができる。

一 農地の所有者（法人を除く。）若しくはその世帯員が耕作の事業に供すべき農地のすべてについてその耕作の事業を廃止した時の住所地の属する市町村の区域内において所有する小作地（次号から第十六号までに掲げる小作地以外の小作地で、その所有者又はその者の配偶者若しくはその者と同居及び生計を一にしていた二親等内の血族がその廃止前通じて政令で定める一定期間所有していたものに限り。）であつてその面積の合計がその住所地の属する都道府県について前条第一項第二号の別表で定める面積（同号の規定による公示がされているときは、その公示に係る面積）を超えないもの（農林水産省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受けたもので、その確認後引き続き小作地であるものに限り。）又はその小作地の所有権をその廃止の時の所有者から承継した一般承継人（農林水産省令で定めるところにより当該一般承継人である旨の農業委員会の確認を受けたものに限る。）がその承継後引き続き所有しているその小作地

二 国又は地方公共団体が公用又は公共用に供している小作地

-
- 三 試験研究又は農事指導の目的に供するものとして、政令で定めるところにより、都道府県知事の指定を受けた小作地
 - 四 近く農地以外のものとするを相当とするものとして、政令で定めるところにより、都道府県知事の指定を受けた小作地
 - 五 自作農又はその世帯員の死亡又は第二条第六項に掲げる事由によつて自作地として耕作をすることができなくなつたため、小作地として貸し付けられている土地であつて、自作農であつた者又はその世帯員が耕作をすることができるようになれば直ちにこれをする と農業委員会が認めたもの
 - 六 新開墾地、焼畑、切替畑等収獲の著しく不定な小作地で、政令で定めるところにより、都道府県知事の指定を受けたもの
 - 七 地割慣行のある小作地又は鉾山若しくは炭坑附近の陥没のおそれがある小作地で、都道府県知事の承認を受けて農業委員会の指定したものの
 - 八 農業生産法人の構成員が所有する小作地で、その法人がその者から設定を受けた使用収益権に基づいて耕作の事業に供しているもの
 - 九 農業協同組合がその組合員の行う耕作又は養畜の事業に必要な施設の用に供している小作地
 - 十 農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合がその所有者（法人を除く。）から同項の委託を受けて当該事業に供している小作地
 - 十一 信託事業を行う農業協同組合又は農地保有合理化法人が所有する小作地で信託事業に係る信託財産であるもの
 - 十二 農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により借り受けてい
-

る小作地

十三 農地保有合理化法人が所有し、かつ、農地売買等事業の実施により貸し付けている小作地

十三の二 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第三項第一号に規定する利用権に基づいて耕作の事業に供されている小作地

十三の三 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定する特定利用権に基づいて耕作の事業に供されている小作地

十三の四 同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供すべきものとして所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を受けている小作地

十三の五 同意市町村又は農地保有合理化法人が所有し、かつ、特定法人貸付事業の実施により貸し付けている小作地

十四 第四条第一項第五号に規定する市街化区域内にある小作地

十五 府県（指定都市を含む。）が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条第一項の規定による買入れ（同法第十九条の規定に基づいてする同法第十一条第一項の規定による買入れを含む。）をして引き続き所有している小作地

十六 その他農林水産省令で定める小作地

2 | 前項第一号の規定の適用については、同号の規定による農業委員会の確認を受けた小作地が小作地でなくなつた場合において、その小作地でなくなつた後一年以内に再び小作地となつたときは、その小作地は、当

〔削る。〕

該確認後引き続き小作地であつたものとみなす。

3 第一項第三号、第四号及び第六号の指定は、有効期間を限り、又はその他の条件を付けてすることができる。

4 農業生産法人の構成員以外の者で、従前その法人の構成員であつたもの又はその法人の構成員であつた者の一般承継人であるものが所有する小作地で、その法人がその所有者（所有者がその法人の構成員であつた者の一般承継人である場合には、その構成員であつた者）からその者がその法人の構成員でなくなる以前に設定を受けた期間の定めがある使用収益権に基づいて耕作の事業に供しているものについての第一項第八号の規定の適用については、その所有者は、その使用収益権の残存期間に限り、その法人の構成員とみなす。

（公示及び通知）

第八条 農業委員会は、前二条の規定により所有してはならない小作地があると認めたときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日から起算して一箇月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

一 その小作地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 第六条第一項第一号の規定により所有してはならない場合には、その小作地の所在、地番、地目及び面積、同項第二号の規定により所有してはならない場合には、その者がその市町村の区域内で所有するすべての小作地（前条第一項第二号から第十六号までに掲げるものを除く。）の所在、地番、地目及び面積並びに所有してはならない面積

三 その他必要な事項

〔削る。〕

2 | 農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地の所有者に同項に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、通知ができないときは、通知すべき事項を公示して通知に代えることができる。

（買収）

2 | 第九条 前条第一項の規定により公示された小作地の所有者が、第六条第一項第一号に該当する旨の公示があつたときはその公示に係る小作地につき、同項第二号に該当する旨の公示があつたときはその公示に係る小作地のうち所有してはならない面積に相当するものにつき、その公示の日から起算して一箇月以内に（その公示に係る小作地の所有者がその期間の満了前に農業委員会に対しその期間の満了の日の翌日から起算して二箇月をこえない期間内で期日を定め、その期日までその期間を延長すべきことを書類で申し入れたときは、その期日までに）、所有権の譲渡しをしないとき（第七条第一項第八号に掲げる小作地に該当するものでなくなつた小作地にあつては、農林水産省令で定めるところにより、所有権の譲渡しをし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をしないとき）は、国がこれを買収する。ただし、本文に規定する期間内に第三条第一項又は第二十条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分があるまでは、この限りでない。

2 | 国は、第六条第一項第二号に該当するものとして前項の規定により小

〔削る。〕

〔削る。〕

作地を買収する場合において、その分筆を避けるため特に必要があるときは、十アールをこえない範囲内で、所有してはならない面積をこえる面積のものを買収することができる。

3 前二項の規定による国の買収は、後三条に規定する手続に従つてするものとする。

（農業委員会の関係書類の送付）

第十条 農業委員会は、前条の規定により国が小作地を買収すべき場合には、遅滞なく、買収すべき小作地を定め、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に送付しなければならない。

一 その土地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その土地の所在、地番、地目及び面積

三 その土地の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、その権利の種類並びにその権利を有する者の氏名又は名称及び住所

2 農業委員会は、前項の書類を送付する場合において、買収すべき土地の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、その権利を有する者に対し、農林水産省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に都道府県知事に申し出るべき旨を通知しなければならない。

（買収令書の交付及び縦覧）

第十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定により送付された書類に記載されたところに従い、遅滞なく（同条第二項の規定による通知をした場合には、同項の期間経過後遅滞なく）、次に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これをその土地の所有者に、その謄本をその農業委員

〔削る。〕

会に交付しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 買収の期日

三 対価

四 対価の支払の方法（次条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨）

五 その他必要な事項

2 都道府県知事は、前項の規定による買収令書の交付をすることができない場合には、その内容を公示して交付に代えることができる。

3 農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。

（対価）

第十二条 前条第一項第三号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買収すべき土地の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、その権利を有する者から第十条第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならぬ。

3 国は、前項に規定する場合の外、左に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

〔削る。〕

〔削る。〕

- 二 対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合
- 三 差押又は仮差押により対価の支払の禁止を受けた場合

（効果）

第十三条 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その土地の上にある先取特権、質権及び抵当権は、消滅し、その土地の所有権は、国が取得する。

2 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前条第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

3 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失う。

4 第一項及び前項の規定の適用については、国が、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定により、対価の支払に必要な資金を日本銀行に交付して送金の手続をさせ、その旨をその土地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時を国が対価の支払をした時とみなす。

（附帯施設の買収）

第十四条 第九条の規定による買収をする場合において、農業委員会がその買収される土地の農業上の利用のため特に必要があると認めるときは、国は、その買収される土地の所有者又はその世帯員の有する土地（農地を除く。）、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利を

〔削る。〕

（農業生産法人の報告等）

第六条 （略）

2 農業委員会は、前項前段の規定による報告に基づき、農業生産法人が第二条第三項各号に掲げる要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 （略）

（農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合における買収）

あわせて買収することができる。

2 第十条から前条までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。この場合において、第十条第一項中第二号は、「二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるものとする。

（国が売り渡した農地等の買収）

第十五条 第三条第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者及びその世帯員以外の者が耕作又は養畜の事業に供したときは、第三条第一項の規定による許可を受けて貸し付けられた場合を除き、国がこれを買収する。

2 第十条から前条までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。

（農業生産法人の報告等）

第十五条の二 （略）

2 農業委員会は、前項前段の規定による報告に基づき、農業生産法人が第二条第七項各号に掲げる要件を満たさなくなるおそれがあると認めるときは、その法人に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 （略）

（農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合等における買収）

第七条 (略)

〔削る。〕

2| 農業委員会は、前項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地があると認めたときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日から起算して一月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

一〇三 (略)

3| 農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地の所有者に同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、過失がなくてその者を確知することができないときは、この限りでない。

4| 農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地が前条第二項の規定による勧告に係るものであるときは、当該勧告の日（同条第三項の申出があつたときは、当該申出の日）の翌日から起算して三月間（当該期間内に第三条第一項又は第十八条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対する処分がないときは、その処分があるまでの間）、第二項の規定による公示をしないものとする。

5| 農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地につき第二項の規定により公示をした場合において、その公示の日の翌

第十五条の三 (略)

2| 第三条第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者が農業生産法人に貸し付けた場合において、その所有者が当該貸付けに係る法人の構成員でなくなつたときは、国がその農地又は採草放牧地を買収する。

3| 農業委員会は、前二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地があると認めたときは、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日から起算して一月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しなければならない。この場合には、第八条第二項の規定を準用する。

一〇三 (略)

4| 農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地が前条第二項の規定による勧告に係るものであるときは、当該勧告の日（同条第三項の申出があつたときは、当該申出の日）の翌日から起算して三月間（当該期間内に第三条第一項又は第二十条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対する処分がないときは、その処分があるまでの間）、前項の規定による公示をしないものとする。

5| 農業委員会は、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地につき第三項の規定により公示をした場合において、その公示の日の翌

日から起算して三月以内に農林水産省令で定めるところにより当該法人から第二条第三項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至った旨の届出があり、かつ、審査の結果その届出が真実であると認められるときは、遅滞なく、その公示を取り消さなければならない。

6・7 (略)

8 第二項の規定により公示された農地若しくは採草放牧地の所有者又はこれらの土地について所有権以外の権原に基づく使用及び収益をさせている者が、その公示に係る農地又は採草放牧地につき、第五項に規定する期間の満了の日（その日までに同項の規定による届出があり、これにつき第六項の規定による公示があつた場合のその公示に係る農地又は採草放牧地については、その公示の日）の翌日から起算して三月以内に、農林水産省令で定めるところにより、所有権の譲渡しをし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をし、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を消滅させたときは、当該農地又は採草放牧地については、第一項の規定による買収をしない。当該期間内に第三条第一項又は第十八条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分があるまでは、同様とする。

9 (略)

〔削る。〕

日から起算して三月以内に農林水産省令で定めるところにより当該法人から第二条第七項各号に掲げる要件のすべてを満たすに至った旨の届出があり、かつ、審査の結果その届出が真実であると認められるときは、遅滞なく、その公示を取り消さなければならない。

6・7 (略)

8 第三項の規定により公示された農地若しくは採草放牧地の所有者又はこれらの土地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている者が、その公示に係る農地又は採草放牧地につき、第一項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては第五項に規定する期間の満了の日（その日までに同項の規定による届出があり、これにつき第六項の規定による公示があつた場合のその公示に係る農地又は採草放牧地については、その公示の日）、第二項の規定による買収をすべき農地又は採草放牧地にあつては第三項の規定による公示の日の翌日から起算して三月以内に、農林水産省令で定めるところにより、所有権の譲渡しをし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をしたときは、当該農地又は採草放牧地については、第一項又は第二項の規定による買収をしない。当該期間内に第三条第一項又は第二十条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分があるまでは、同様とする。

9 (略)

10| 第十条から第十四条までの規定は、第一項又は第二項の規定による買収をする場合に準用する。

(農業委員会の関係書類の送付)

第八条 農業委員会は、前条第一項の規定により国が農地又は採草放牧地を買収すべき場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣に送付しなければならない。

- 一 その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利がある場合には、これらの権利の種類並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所

2 農業委員会は、前項の書類を送付する場合において、買収すべき農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権があるとき又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分の執行に係る権利があるときは、これらの権利を有する者に対し、農林水産省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に農林水産大臣に申し出るべき旨を通知しなければならない。

(買収令書の交付及び縦覧)

第九条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により送付された書類に記載されたところに従い、遅滞なく(同条第二項の規定による通知をした場合には、同項の期間経過後遅滞なく)、次に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これをその農地又は採草放牧地の所有者に、その謄本を

その農業委員会に交付しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 買収の期日

三 対価

四 対価の支払の方法（次条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨）

五 その他必要な事項

2 農林水産大臣は、前項の規定による買収令書の交付をすることができる場合には、その内容を公示して交付に代えることができる。

3 農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。

（対価）

第十条 前条第一項第三号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買収すべき農地若しくは採草放牧地の上に先取特権、質権若しくは抵当権がある場合又はその農地若しくは採草放牧地につき所有権に関する仮登記上の権利若しくは仮処分執行に係る権利がある場合には、これらの権利を有する者から第八条第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならない。

3 国は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二 過失がなくて対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合

三 差押え又は仮差押えにより対価の支払の禁止を受けた場合

4 前二項の規定による対価の供託は、買収すべき農地又は採草放牧地の所在地の供託所にするものとする。

(効果)

第十一条 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その農地又は採草放牧地の上にある先取特権、質権及び抵当権並びにその農地又は採草放牧地についての所有権に関する仮登記上の権利は消滅し、その農地又は採草放牧地についての所有権に関する仮処分執行はその効力を失い、その農地又は採草放牧地の所有権は国が取得する。

2 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前条第二項又は第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

3 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失う。

4 第一項及び前項の規定の適用については、国が、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定により、対価の支払に必要な資金を日本銀行に交付して送金の手続をさせ、その旨をその農地又は採草放牧地の所有者に通知したときは、その通知が到達した時を国が対

価の支払をした時とみなす。

（附帯施設の買収）

第十二条 第七条第一項の規定による買収をする場合において、農業委員会がその買収される農地又は採草放牧地の農業上の利用のため特に必要があるとき、国は、その買収される農地又は採草放牧地の所有者の有する土地（農地及び採草放牧地を除く。）、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利（以下「附帯施設」という。）を併せて買収することができる。

2 第八条から前条までの規定は、前項の規定による買収をする場合に準用する。この場合において、第八条第一項第二号中「その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積」とあるのは、「土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容」と読み替えるものとする。

（登記の特例）

第十三条 国が第七条第一項又は前条第一項の規定により買収する場合の土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

（立入調査）

第十四条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定による立入調査のほか、第七条第

（立入調査）

第十五条の四 農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定による立入調査のほか、前条

一項の規定による買収をするため必要があるときは、委員又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 (略)

〔削る。〕

(承継人に対する効力)

第十五条 第八条第二項(第十二条第二項において準用する場合を含む。

一)の規定による通知及び第九条(第十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による買収令書の交付は、その通知又は交付を受けた者の承継人に対してもその効力を有する。

第三章 利用関係の調整等

の規定による買収をするため必要があるときは、委員又は職員に法人の事務所その他の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 (略)

(申出による買収)

第十六条 農地又は採草放牧地の所有者は、農業委員会に対し、その所有する農地又は採草放牧地を国が買収すべき旨を申し出ることができる。

2 第十条から第十四条までの規定は、前項の規定による申出があつた場合に準用する。

(承継人に対する効力)

第十七条 第十条第二項(第十四条第二項(第十五条第二項、第十五条の

三)第十項又は前条第二項で準用する場合を含む。以下この条において同じ。)第十五条第二項、第十五条の三第十項又は前条第二項で準用する場合を含む。)の規定による通知及び第十一条(第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の三第十項又は前条第二項で準用する場合を含む。)の規定による買収令書の交付は、その通知又は交付を受けた者の承継人に対してもその効力を有する。

〔削る。〕

（農地又は採草放牧地の賃貸借の対抗力）

第十六条 （略）

（農地又は採草放牧地の賃貸借の更新）

第十七条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前まで（賃貸人又はその世帯員等の死亡又は第二条第二項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前まで）の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借及び農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第四項第一号に規定する利用権に係る賃貸借については、この限りでない。

第三節 利用関係の調整

（農地又は採草放牧地の賃貸借の対抗力）

第十八条 （略）

（農地又は採草放牧地の賃貸借の更新）

第十九条 農地又は採草放牧地の賃貸借について期間の定めがある場合において、その当事者が、その期間の満了の一年前から六月前まで（賃貸人又はその世帯員の死亡又は第二条第六項に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時賃貸をしたことが明らかな場合は、その期間の満了の六月前から一月前まで）の間に、相手方に対して更新をしない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものとみなす。ただし、水田裏作を目的とする賃貸借でその期間が一年未満であるもの、第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された草地利用権（その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が第七十五条の七第一項の規定又は同条第二項で準用する第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から第七十五条の六までの規定によつてされたものに限る。次条第一項第四号で同様とする。）に係る賃貸借、農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四条第三項第一号に規定する利用権に係る賃貸借及び同法第二十七条の五から第三十七条の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

第十八条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行われる場合（その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内でない場合を除く。）

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基いて行われる場合又は民事調停法による農事調停によつて行われる場合

三 賃貸借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある賃貸借（解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更したものでその変更をした時以後の期間が十年未満であるものを除く。）又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行われる場合

四 第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けて設定

する特定利用権に係る賃貸借については、この限りでない。

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

第二十条 農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が、信託事業に係る信託財産につき行なわれる場合（その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内でない場合を除く。）

二 合意による解約が、その解約によつて農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六箇月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基いて行なわれる場合又は民事調停法による農事調停によつて行なわれる場合

三 賃貸借の更新をしない旨の通知が、十年以上の期間の定めがある賃貸借（解約をする権利を留保しているもの及び期間の満了前にその期間を変更したものでその変更をした時以後の期間が十年未満であるものを除く。）又は水田裏作を目的とする賃貸借につき行なわれる場合

四 第七十五条の二から第七十五条の七までの規定によつて設定された

された賃借権に係る賃貸借の解除が、賃借人がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合に
五 第三十七条から第四十条までの規定によつて設定された第三十七条に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除が、第四十一条の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

六 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて同法第十八条第二項第六号に規定する者に設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、その者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合において、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て行われる場合

2 前項の許可は、次に掲げる場合でなければしてはならない。

一 三 (略)

四 賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに賃借人である農業生産法人の構成員となつている賃貸人がその法人の構成員でなくなり、その賃貸人又はその世帯員等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合

五 (略)

3 6 (略)

草地利用権に係る賃貸借の解除が、第七十五条の九の規定により都道府県知事の承認を受けて行なわれる場合

五 農業経営基盤強化促進法第二十七条の五から第二十七条の八までの規定によつて設定された同法第二十七条の五に規定する特定利用権に係る賃貸借の解除が、同法第二十七条の十の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

六 特定法人貸付事業の実施によつて特定法人のために設定された賃借権に係る賃貸借の解除が、農業経営基盤強化促進法第二十七条の十三第三項の規定により行われる場合

2 前項の許可は、次に掲げる場合でなければしてはならない。

一 三 (略)

四 賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに賃借人である農業生産法人の構成員となつている賃貸人がその法人の構成員でなくなり、その賃貸人又はその世帯員等がその許可を受けた後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができると認められ、かつ、その事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合

五 (略)

3 6 (略)

7 前条又は民法第六百十七條（期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ）若しくは第六百十八條（期間の定めのある賃貸借の解約をする権利の留保）の規定と異なる賃貸借の条件でこれらの規定による場合に比して賃借人に不利なものは、定めないとみなす。

8 農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件（第三条第三項第一号及び農業経営基盤強化促進法第十八条第二項第六号に規定する条件を除く。）又は不確定期限は、つけないものとみなす。

（農地又は採草放牧地の賃貸借の存続期間）

第十九条 農地又は採草放牧地の賃貸借についての民法第六百四條（賃貸借の存続期間）の規定の適用については、同条中「二十年」とあるのは、「五十年」とする。

（借賃等の増額又は減額の請求権）

第二十条 借賃等（耕作の目的で農地につき賃借権又は地上権が設定されている場合の借賃又は地代（その賃借権又は地上権の設定に付随して、農地以外の土地についての賃借権若しくは地上権又は建物その他の工作物についての賃借権が設定され、その借賃又は地代と農地の借賃又は地代とを分けることができない場合には、その農地以外の土地又は工作物の借賃又は地代を含む。）及び農地につき永小作権が設定されている場合の小作料をいう。以下同じ。）の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の借賃等の額に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず

7 前条又は民法第六百十七條（期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ）若しくは第六百十八條（期間の定めのある賃貸借の解約をする権利の留保）の規定と異なる小作条件でこれらの規定による場合に比して賃借人に不利なものは、定めないとみなす。

8 農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件（特定法人が農業経営基盤強化促進法第二十七條の十三第二項の協定に違反した場合に当該賃貸借の解除をすることを内容とするものを除く。）又は不確定期限は、つけないものとみなす。

（小作料の増額又は減額の請求権）

第二十一条 小作料の額が農産物の価格若しくは生産費の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により又は近傍類似の農地の小作料の額に比較して不相当となつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は、将来に向かつて小作料の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間小作料の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従う。

、当事者は、将来に向かつて借賃等の額の増減を請求することができる。ただし、一定の期間借賃等の額を増加しない旨の特約があるときは、その定めに従う。

2 借賃等の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の借賃等を支払うことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年十パーセントの割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

3 借賃等の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の借賃等の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた借賃等の額を超えるときは、その超過額に年十パーセントの割合による受領の時から利息を付してこれを返還しなければならない。

〔削る。〕

〔削る。〕

2 小作料の増額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、増額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の小作料を支払うことをもつて足りる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払った額に不足があるときは、その不足額に年十パーセントの割合による支払期後の利息を付してこれを支払わなければならない。

3 小作料の減額について当事者間に協議が調わないときは、その請求を受けた者は、減額を正当とする裁判が確定するまでは、相当と認める額の小作料の支払を請求することができる。ただし、その裁判が確定した場合において、既に支払を受けた額が正当とされた小作料の額を超えるときは、その超過額に年十パーセントの割合による受領の時から利息を付してこれを返還しなければならない。

第二十二條 小作料の額が、不可抗力により、田にあつては、收穫された米の価額の二割五分、畑にあつては、收穫された主作物の価額の一割五分を超えることとなつたときは、小作農は、その農地の所有者又は賃貸人に對し、その割合に相當する額になるまで小作料の減額を請求することができる。

（小作料の標準額）

第二十三條 農業委員會は、その区域内の農地につき、その自然的條件及

〔削る。〕

（契約の文書化）

第二十一条 農地又は採草放牧地の賃貸借契約については、当事者は、書面によりその存続期間、借賃等の額及び支払条件その他その契約並びにこれに付随する契約の内容を明らかにしなければならない。

〔削る。〕

び利用上の条件を勘案して必要な区分をし、その区分ごとに小作料の額の標準となるべき額（以下「小作料の標準額」という。）を定めることができる。

2 農業委員会は、小作料の標準額を定めるに当たっては、前項の区分ごとにその区分に属する農地につき通常の農業経営が行われたとした場合における生産量、生産物の価格、生産費等を参酌し、耕作者の経営の安定を図ることを旨としなければならない。

3 農業委員会は、小作料の標準額を定めたときは、これを公示するとともに都道府県知事に通知しなければならない。

（小作料の減額の勧告）

第二十四条 農業委員会は、小作料の標準額を定めた場合において、契約で定める小作料の額がその小作料に係る農地の属する前条第一項の区分に係る小作料の標準額に比較して著しく高額であると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当事者に対し、その小作料を減額すべき旨を勧告することができる。

（契約の文書化及び通知）

第二十五条 農地又は採草放牧地の賃貸借契約については、当事者は、書面によりその存続期間、小作料の額及び支払条件その他その契約並びにこれに付随する契約の内容を明らかにしなければならない。

2 農地又は採草放牧地の賃貸借契約の当事者は、その契約を締結したときは、農林水産省令で定めるところにより、その存続期間、小作料の額及び支払条件その他の事項を農業委員会に通知しなければならない。こ

〔削る。〕

これらの事項を変更したときもまた同様とする。

（利用権設定に関する承認）

第二十六条 耕作の事業を行う者は、左に掲げる事項を目的とする土地又は立木についての使用収益の権利（以下「利用権」という。）を取得する必要があるときは、農林水産省令で定める手続に従い、農業委員会の承認を受け、土地又は立木の所有者その他これらに関し権利を有する者に対し、利用権の設定に関する協議を求めることができる。

一 自家用の薪炭とするための原木の採取

二 自家用の燃料とするための枝、落葉等の採取

三 自家用の肥料、飼料又は敷料とするための草又は落葉の採取

四 耕作の事業に附随して飼育する家畜の放牧

2 前項第一号に掲げる事項を目的とする利用権の設定については、農業委員会は、左に掲げる場合に限り、同項の承認をすることができる。

一 耕作の事業を行う者が従来慣行又は契約により原木の採取をしていた土地について利用権を設定しようとする場合

二 耕作の事業を行う者が従来慣行又は契約により原木の採取をしていた土地についてその採取をすることができなくなつた場合において、これに代るべき土地に利用権を設定しようとする場合

三 他の耕作の事業を行う者が慣行又は契約により原木の採取をしている土地について利用権を設定しようとする場合

3 農業委員会は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、その申請に係る協議の相手方その他農林水産省令で定める者の意見を聞かなければならない。

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

4 農業委員会は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。

5 第一項の規定は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）による国有林野には、適用しない。

（裁定の申請）

第二十七条 前条第一項の協議がとのわず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起算して二箇月以内に、農林水産省令で定める手続に従い、その利用権の設定に関し農業委員会に裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第二十八条 農業委員会は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る利用権設定の相手方にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 農業委員会は、前項の期間経過後二箇月以内に裁定をしなければならない。

（裁定）

第二十九条 利用権を設定すべき旨の裁定においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積又は立木の所

〔削る。〕

〔削る。〕

在、樹種及び数量

二 利用権の内容

三 利用権の始期及び存続期間

四 対価

五 対価の支払の方法

2 前項の裁定は、同項第一号から第三号までの事項については、申請の範囲をこえてはならない。

第三十条 農業委員会は、裁定をしたときは、遅滞なく、農林水産省令で定める手続に従い、その旨をその裁定の申請者及び第二十八条第一項の通知をした者に通知するとともに、これを公示しなければならない。裁定についての審査請求に対する裁決によつて裁定の内容が変更されたときもまた同様とする。

2 利用権を設定すべき旨の裁定について前項の公示があつたときは、その裁定の定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなす。

3 民法第二百七十二条ただし書（永小作権の譲渡又は賃貸の禁止）及び第六百十二条（賃借権の譲渡及び転貸の制限）の規定は、前項の場合には、適用しない。

（市町村等の利用権設定）

第三十一条 第二十六条から前条までの規定は、市町村、農業協同組合又は農事組合法人が耕作の事業を行う者のために第二十六条第一項に掲げる事項を目的とする土地又は立木の利用権を取得する必要があると認め

た場合に準用する。

(利用権の保護)

第三十二条 耕作の事業を行う者が第二十六条第一項に掲げる事項を行うことを目的とする有償の契約については、第十八条から第二十条まで及び第二十五条の規定を準用する。

第四節 強制競売、競売及び公売の特例

(強制競売及び競売の特例)

第三十三条 強制競売又は競売の開始決定のあつた農地又は採草放牧地について、入札又は競り売りを実施すべき日において許すべき買受けないときは、強制競売又は競売を申し立てた者は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に対し、国がその土地を買い取るべき旨を申し出ることができる。

2 農林水産大臣は、前項の申出があつたときは、次に掲げる場合を除いて、次の入札又は競り売りを実施すべき日までに、裁判所に対し、その土地を第十二条第一項(第十五条第二項で準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の政令で定めるところにより算出した額で買い取る旨を申し入れなければならない。

一 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第六十条第三項に規定する買受可能価額が第十二条第一項の政令で定めるところにより算出した額を超える場合

〔削る。〕

〔削る。〕

(強制競売及び競売の特例)

第二十二條 強制競売又は担保権の執行としての競売(その例による競売を含む。以下単に「競売」という。)の開始決定のあつた農地又は採草放牧地について、入札又は競り売りを実施すべき日において許すべき買受けないときは、強制競売又は競売を申し立てた者は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に対し、国がその土地を買い取るべき旨を申し出ることができる。

2 農林水産大臣は、前項の申出があつたときは、次に掲げる場合を除いて、次の入札又は競り売りを実施すべき日までに、裁判所に対し、その土地を第十条第一項の政令で定めるところにより算出した額で買い取る旨を申し入れなければならない。

一 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第六十条第三項に規定する買受可能価額が第十条第一項の政令で定めるところにより算出した額を超える場合

二〇四 (略)

3 前項の申入れがあつたときは、国は、強制競売又は競売による最高価買受申出人となつたものとみなす。この場合の買受けの申出の額は、第十條第一項の政令で定めるところにより算出した額とする。

(公売の特例)

第二十三條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)による滞納処分(その例による滞納処分を含む。)により公売に付された農地又は採草放牧地について買受人がない場合に、当該滞納処分を行う行政庁が、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に対し、国がその土地を第十條第一項の政令で定めるところにより算出した額で買い取るべき旨の申出をしたときは、農林水産大臣は、前條第二項第二号から第四号までに掲げる場合を除いて、その行政庁に対し、その土地を買い取る旨を申し入れなければならない。

2 (略)

(農業委員会への通知)

第二十四條 農林水産大臣は、前二條の規定により国が農地又は採草放牧地を取得したときは、農業委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

〔削る。〕

二〇四 (略)

3 前項の申入れがあつたときは、国は、強制競売又は競売による最高価買受申出人となつたものとみなす。この場合の買受けの申出の額は、第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額とする。

(公売の特例)

第三十四條 国税滞納処分等により公売に付された農地又は採草放牧地について買受人がない場合に、国税滞納処分等を行う行政庁が、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に対し、国がその土地を第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額で買い取るべき旨の申出をしたときは、農林水産大臣は、前條第二項第二号から第四号までに掲げる場合を除いて、その行政庁に対し、その土地を買い取る旨を申し入れなければならない。

2 (略)

(農業委員会への通知)

第三十五條 農林水産大臣は、第三十三條又は前條の規定により国が農地又は採草放牧地を取得したときは、農業委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第五節 国からの売渡

(農地、採草放牧地等の売渡しの相手方)

〔削る。〕

第三十六条 国は、第九条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第十五条の三第一項若しくは第二項の規定により買収し、又は第十六条第一項の規定に基づく申出により買収した農地及び採草放牧地、所管換又は所屬替を受けて第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理する農地及び採草放牧地のうち農林水産大臣が定めるもの並びに第十三条又は第三十四条の規定により国が取得した農地及び採草放牧地を、この節に規定する手続に従い、次に掲げる者に売り渡す。ただし、第八十条の規定により売り払い、又は所管換若しくは所屬替をする場合は、この限りでない。

一 その土地が小作地又は小作採草放牧地（次号に掲げるものを除く。）である場合には、その土地につき現に耕作又は養畜の事業を行つてゐる者（耕作又は養畜の事業を行つてゐた者又はその世帯員の死亡又は第二条第六項に掲げる事由によつて耕作又は養畜の事業を行うことができなくなつたため、その土地を貸し付けている場合において、その貸主が耕作又は養畜の事業を行うことができるようになれば直ちにその事業を行うと農業委員会が認めた場合にあつては、その貸主）で、自作農として農業に精進する見込みがあるもの又は農業生産法人であるもの

二 その土地が共同利用することが適当な農地又は採草放牧地（その土地が小作地又は小作採草放牧地である場合にあつては、現に共同利用されているものに限る。）である場合には、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人

三 前二号以外の場合には、自作農として農業に精進する見込みがある者又は農業生産法人で農業委員会が適当と認めたもの

〔削る。〕

〔削る。〕

2 前項の規定により売り渡すべき農地又は採草放牧地について、その農

業上の利用のため第十四条第一項（第十五条第二項、第十五条の三十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。）の規定により併せて買収した土地、立木、建物その他の工作物又は水の使用に関する権利（当該売り渡すべき農地又は採草放牧地の農業上の利用のため併せて所管換又は所屬替を受けたものを含む。以下「附帯施設」という。）があるときは、これをその農地又は採草放牧地の売渡しを受ける者に併せて売り渡す。

（買受の申込）

第三十七条 前条第一項の農地又は採草放牧地を買い受けようとする者は、農林水産省令で定める買受申込書を農業委員会に提出しなければならない。

（農業委員会の関係書類の送付）

第三十八条 農業委員会は、第三十六条第一項各号のいずれかに該当する者から前条の買受申込書の提出があつたときは、これに基づき、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に送付しなければならない。

- 一 売渡しの相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 売り渡すべき農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積
- 三 売り渡すべき附帯施設があるときは、土地については所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

四 其他農林水産省令で定める事項

（売渡通知書）

第三十九条 都道府県知事は、前条の規定により送付された書類に記載されたところに従い、次に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡しの相手方に、その謄本をその農業委員会に交付しなければならない。

一 前条第一号から第三号までに掲げる事項

二 売渡しの期日

三 対価

四 対価の支払の方法

五 その他必要な事項

2 前項第三号の対価は、第十二条第一項（第十四条第二項で準用する場合を含む。）の政令で定めるところにより算出した額とする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

（効果）

第四十条 前条の規定による売渡通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された売渡の期日に、その農地若しくは採草放牧地の所有権又は附帯施設である土地、立木若しくは工作物の所有権若しくは水の使用に関する権利は、その売渡の相手方に移転する。

（対価の支払）

第四十一条 第三十六条の規定により売り渡した農地、採草放牧地及び附

〔削る。〕

〔削る。〕

帯施設の対価の支払は、支払期間三十年（据置期間を含む。）以内、年利五・五パーセントの均等年賦支払の方法によるものとする。但し、その農地、採草放牧地又は附帯施設を買い受ける者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部につき一時支払の方法によるものとする。

（市町村が行う対価の徴収の事務）

第四十二条 国は、政令で定めるところにより、前条の対価の徴収の事務の一部を、市町村が行うこととすることができる。

2 市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徴収金を失つたときは、国は、農林水産省令・財務省令で定めるところにより、その責任を免除することができる。

（督促、滞納処分等）

第四十三条 第三十六条の規定による売渡を受けた者がその指定された期日までにその対価を支払わなかつたときは、国は、督促状により、期限を指定してその支払を督促しなければならない。

2 前項の督促状で指定された期限までに対価の支払がないときは、その期限満了の日の翌日から対価の支払の日までの日数に応じ、滞納額につき年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

3 第一項の対価及び前項の延滞金は、国税滞納処分の例により処分し、又は滞納者の居住地若しくは財産所在地の属する市町村に対してその処分を請求することができる。

4 国が前項の規定により市町村に対して処分を請求したときは、市町村

は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合には、国は、徴収金額の百分の四をその市町村に交付しなければならない。

5 第四十一条の対価及び第二項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 第一項の規定による督促は、民法第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

7 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条（書類の送達）、第十四条（公示送達）、第三十八条第一項（繰上請求）、第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）、第六十三条（納税の猶予の場合の延滞税の免除）、第一百八条第三項（附帯税の額を計算する場合の端数計算等）並びに第一百九条第四項（附帯税の確定金額の端数計算等）の規定は、第四十一条の対価の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二条及び第六十三条中「延滞税」とあり、同法第一百八条第三項及び第一百九条第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替えるものとする。

第六節 和解の仲介

（農業委員会による和解の仲介）

第二十五条 （略）

（小作主事の意見徴収）

第二十六条 仲介委員は、第三条第一項の規定により都道府県知事の許可を要する事項又は第十八条第一項本文に規定する事項について和解の仲

は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合には、国は、徴収金額の百分の四をその市町村に交付しなければならない。

5 第四十一条の対価及び第二項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 第一項の規定による督促は、民法第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

7 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条（書類の送達）、第十四条（公示送達）、第三十八条第一項（繰上請求）、第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）、第六十三条（納税の猶予の場合の延滞税の免除）、第一百八条第三項（附帯税の額を計算する場合の端数計算等）並びに第一百九条第四項（附帯税の確定金額の端数計算等）の規定は、第四十一条の対価の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二条及び第六十三条中「延滞税」とあり、同法第一百八条第三項及び第一百九条第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替えるものとする。

第六節 和解の仲介

（農業委員会による和解の仲介）

第四十三条の二 （略）

（小作主事の意見徴収）

第四十三条の三 仲介委員は、第三条第一項の規定により都道府県知事の許可を要する事項又は第二十条第一項本文に規定する事項について和解

介を行う場合には、都道府県の小作主事の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(仲介委員の任務)

第二十七条 (略)

(都道府県知事による和解の仲介)

第二十八条 都道府県知事は、第二十五条第一項ただし書の規定による申出があつたときは、和解の仲介を行う。

2・3 (略)

(政令への委任)

第二十九条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、和解の仲介に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 遊休農地に関する措置

(利用状況調査及び指導)

第三十条 農業委員会は、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査（以下「利用状況調査」という。）を行わなければならない。

2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。

の仲介を行なう場合には、都道府県の小作主事の意見を聞かなければならない。

2 (略)

(仲介委員の任務)

第四十三条の四 (略)

(都道府県知事による和解の仲介)

第四十三条の五 都道府県知事は、第四十三条の二第一項ただし書の規定による申出があつたときは、和解の仲介を行なう。

2・3 (略)

(政令への委任)

第四十三条の六 この節に定めるもののほか、和解の仲介に関し必要な事項は、政令で定める。

3

農業委員会は、前二項の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者及びその農地の所有者。第三十二条において同じ。）に対し、当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。

一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（前号に掲げる農地を除く。）

4

前項の規定は、第四条第一項又は第五条第一項の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、適用しない。

（農業委員会に対する申出）

第三十一条 次に掲げる者は、前条第三項各号のいずれかに該当する農地があると認めるときは、その旨を農業委員会に申し出て適切な措置を講ずべきことを求めることができる。

一 その農地の存する市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合、土地改良区その他の農林水産省令で定める農業者の組織する団体

二 その農地の周辺の地域において農業を営む者（その農地によつてその者の営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるものに限る。）

2 農業委員会は、前項の規定による申出があつたときは、当該農地についての利用状況調査その他適切な措置を講じなければならない。

（遊休農地である旨の通知等）

第三十二条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産省令で定めるところにより、当該農地の所有者に対し、当該農地が遊休農地である旨及び当該農地が第三十条第三項各号のいずれに該当するかを別を通知するものとする。ただし、過失がなくて通知を受けるべき遊休農地の所有者を確認することができないときは、その旨を公告するものとする。

- 一 第三十条第三項の規定による指導をした場合においてもなお相当期間当該指導に係る農地の農業上の利用の増進が図られない場合
- 二 第三十条第三項の規定による指導に係る農地につき所有権に関する仮登記上の権利が設定されていることを理由にその農地の所有者が当該指導に従う意思がない旨を表明したときその他その農地の農業上の利用の増進が図られないことが明らかであると認められる場合
- 三 その農地について第三十条第三項の規定による指導をすることができない場合

（遊休農地の農業上の利用に関する計画の届出）

第三十三条 前条の規定による通知を受けた遊休農地の所有者（当該遊休農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下「所有者等」という。）は、農林水産省令で定める事由に該当する場合を除き、当該通知があつた日から起算して六週間

以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る遊休農地の農業上の利用に関する計画を農業委員会に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該遊休農地の農業経営基盤強化促進法第四条第四項第一号に規定する利用権の設定等についてあつせんを受けたい旨の記載があるときは、同法第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなして、同条及び同法第十三条の二の規定を適用する。

(勧告)

第三十四条 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該遊休農地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

- 一 前条第一項の規定による届出に係る計画の内容が当該遊休農地の農業上の利用の増進を図る上で適切でないと認める場合
 - 二 前条第一項の規定による届出がない場合
 - 三 前条第一項の規定による届出に係る計画に従つて当該遊休農地の農業上の利用が行われていないと認める場合
- 2 農業委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(所有権の移転等の協議)

第三十五条 農業委員会は、第三十条第三項第一号に該当する農地につい

て前条第一項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る遊休農地の所有権の移転又は賃借権の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）を希望する農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は特定農業法人（農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人をいう。）で農林水産省令で定める要件に該当するもの（以下「農地保有合理化法人等」という。）のうちから所有権の移転等に関する協議を行う者を指定して、その者が所有権の移転等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた遊休農地の所有者等に通知するものとする。

2 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休農地の所有権の移転等に関する協議を行うことを拒んではならない。

3 前項の規定による協議に係る遊休農地の所有権の移転等を受けた農地保有合理化法人等は、当該遊休農地を含む周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するよう当該遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

（調停）

第三十六条 前条第二項の規定による協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、同条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に

、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第一項の規定による指定をした農業委員会に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならぬ。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

(裁定の申請)

第三十七条 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第三十五条第一項の規定による指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第三十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農

林水産省令で定める事項を公告するとともに、当該申請に係る遊休農地の所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第三十九条 都道府県知事は、第三十七条の規定による申請に係る遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されないことが確実であると見込まれる場合において、当該申請をした者が当該遊休農地をその者の利用計画に従つて利用に供することと当該遊休農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

- 2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 特定利用権を設定すべき遊休農地の所在、地番、地目及び面積
- 二 特定利用権の内容
- 三 特定利用権の始期及び存続期間
- 四 借賃

五 借賃の支払の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

(裁定の効果等)

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者及び当該申請に係る遊休農地の所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者と当該申請に係る遊休農地の所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 民法第二百七十二条ただし書（永小作権の譲渡又は賃貸の禁止）及び第六百十二条（賃借権の譲渡及び転賃の制限）の規定は、前項の場合には、適用しない。

（特定利用権に係る賃貸借の解除）

第四十一条 前条第二項の規定により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る遊休農地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない遊休農地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

（特定利用権の譲渡等の禁止）

第四十二条 第四十条第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る遊休農地を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合理化法人又は農地利用集積団体が、農地売買等事業により特定利用権に係る遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民法第六百十二条（賃借権の譲渡及び転貸の制限）の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

（所有者等を確認することができない場合における遊休農地の利用）

第四十三条 第三十二条ただし書の規定による公告に係る遊休農地（第三十条第三項第一号に該当する農地であつて、当該遊休農地の所有者等に対し第三十二条の規定による通知がされなかつたものに限る。）を利用する権利の設定を希望する農地保有合理化法人等は、当該公告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該遊休農地を利用する権利の設定に関し裁定を申請することができる。

2 第三十九条の規定は、前項の裁定について準用する。この場合におい

- て、同条第一項中「前条第一項の意見書の内容その他当該遊休農地」とあるのは「当該遊休農地」と、同項及び同条第二項第一号から第三号までの規定中「特定利用権」とあるのは「当該遊休農地を利用する権利」と、同項第四号中「借賃」とあるのは「借賃に相当する補償金の額」と、同項第五号中「借賃」とあるのは「補償金」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならない。当該裁定についての審査請求に対する裁決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。
- 4 第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、当該裁定の定めるところにより、当該裁定の申請をした者は、当該遊休農地を利用する権利を取得する。
- 5 第一項の裁定の申請をした者は、当該裁定において定められた当該遊休農地を利用する権利の始期までに、当該裁定において定められた補償金を当該遊休農地の所有者等のために供託しなければならない。
- 6 前項の規定による補償金の供託は、当該遊休農地の所在地の供託所にするものとする。
- 7 第十六条及び前条第一項の規定は、第一項に規定する遊休農地を利用する権利について準用する。この場合において、第十六条第一項中「その登記がなくても、農地又は採草放牧地の引渡があつた」とあるのは、「その設定を受けた者が当該遊休農地の占有を始めた」と読み替えるものとする。

(措置命令)

第四十四条 市町村長は、第三十二条の規定による通知又は公告に係る遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該遊休農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該遊休農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 市町村長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた遊休農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じよう

とする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき遊休農地の所有者等を確知することができないとき。

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

四 市町村長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該遊休農地の所有者等に負担させることができる。

五 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第五章 雑則

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

第三章 未墾地等

第一節 買収

（買収の対象）

第四十四条 国は、自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため必要があるときは、第四十六条から第五十四条までの規定に従い、左に掲げるものを買収することができる。

一 開発して農地とすることが適当な土地及びその土地について耕作の事業を行うべき自作農が採草放牧地、薪炭林、防風林、道路、水路、

ため池、宅地等として利用する必要がある土地

二 国が所有する前号に該当する土地に関する担保権以外の権利

三 第一号に該当する土地附近の農地でこれらの土地とあわせて開発する必要があるもの

四 第一号又は前号に該当する土地の上にある立木又は建物その他の工作物でこれらの土地の開発後の利用上必要なもの

五 第一号又は第三号に該当する土地の開発後の利用上必要な水の使用に関する権利

2 前項第一号の規定により買収する土地は、傾斜、土性その他の条件が政令で定める基準に適合し、且つ、これを農業のために利用することが国土資源の利用に関する総合的な見地から適当であると認められるものでなければならない。

(国に対する買収の申出)

第四十五条 農業委員会又は農業協同組合は、都道府県知事に対し、前条第一項各号に掲げる土地、立木、工作物又は権利（以下「土地等」という。）を国が買収すべき旨を申し出ることができる。

(買収すべき土地等の調査)

第四十六条 都道府県知事は、第四十四条第一項第一号に該当する土地で自作農の創設又はその経営の安定の目的に供することを相当とするものがあると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、その土地の傾斜、土性等の自然的条件及びその土地に係る同項第三号から第五号まで（国が所有する土地については同項第二号から第五号まで）に掲げ

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

る土地等を調査しなければならない。

（都道府県農業会議への諮問）

第四十七条 都道府県知事は、前条の規定による調査をしたときは、その調査に係る土地等を国が買収することの適否について、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

（買収すべき土地等の選定及び意見書の提出等）

第四十八条 都道府県知事は、前条の規定による諮問に対し、国が買収することが適当である旨の答申があつたときは、次に掲げる事項を定め、これを公示するとともに、農業委員会に通知しなければならない。

一 土地についてはその区域、土地以外のものについてはその種類及び所在

二 買収することが適当である理由

三 土地の利用予定の概要

2 農業委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して十日間、その事務所で、その通知の内容を記載した書類を縦覧に供しなければならない。

3 農業委員会は、前項の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その土地等の所有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知ができないときは、その旨を公示して通知に代えることができる。

4 第一項の土地等の所有者、農業委員会その他その土地等の買収につ

て意見がある者は、第二項の規定による公示の日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、第八十五条第一項の規定による異議申立てをした者は、この限りでない。

5 都道府県知事は、前項の規定による意見書の提出があつたときは、その意見書の内容を都道府県農業会議に通知し、その土地等を国が買収することの適否について、同項の期間満了後、更に都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。ただし、意見書を提出した後に第八十五条第一項の規定による異議申立てをした者の当該意見書については、この限りでない。

6 都道府県知事は、前項の規定による諮問に対し、その土地等の全部又は一部について、これを国が買収することが不適當である旨の答申があつたときは、その答申に従い、第一項の規定による公示を取り消し、又はこれを変更しなければならない。

（土地の形質の変更等の制限）

第四十九条 前条第一項の規定による公示があつたときは、その公示に係る土地の形質を変更し、又はその公示に係る立木若しくは工作物を収去し、若しくは損壊してはならない。但し、その公示の日から起算して三箇月を経過した場合及び農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（買収令書の交付及び縦覧）

第五十条 都道府県知事は、第四十八条第四項の期間が満了したとき（その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合又は第八十五条

〔削る。〕

〔削る。〕

第二項の期間内に同条第一項の規定による異議申立てがあつた場合には、第四十八条第五項又は第八十五条第五項の規定による諮問に対し都道府県農業会議から国が買収することが適當である旨の答申があつたとき（は、その土地等につき次に掲げる事項を記載した買収令書を作成し、これをその土地等の所有者に、その謄本を農業委員会に交付しなければならぬ。

一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所

二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 買収の期日

四 対価

五 対価の支払の方法（次条第二項の規定により対価を供託する場合に於ては、その旨）

六 その他必要な事項

2 都道府県知事は、前項の規定により買収令書を作成する場合において、買収すべき土地等の上に先取特権、質権又は抵当権があるときは、その権利を有する者に対し、農林水産省令で定めるところにより、対価の供託の要否を二十日以内に都道府県知事に申し出るべき旨を通知しなければならぬ。この場合には、買収令書及びその謄本の交付は、その期間経過後にしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による買収令書の交付をすることができなるときは、その内容を公示して交付に代えることができる。

4 農業委員会は、買収令書の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、そ

〔削る。〕

〔削る。〕

の旨を公示するとともに、その公示の日の翌日から起算して二十日間、その事務所でこれを縦覧に供しなければならない。

（対価）

第五十一条 前条第一項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買収すべき土地等の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合には、その権利を有する者から前条第二項の期間内に、その対価を供託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、国は、その対価を供託しなければならぬ。

3 国は、前項に規定する場合の外、左に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 対価の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二 対価の支払を受けるべき者を確知することができない場合

三 差押又は仮差押により対価の支払の禁止を受けた場合

（効果）

第五十二条 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その買収の目的となつた第四十四条第一項第一号若しくは第三号の土地の所有権、同項第四号の立木若しくは工作物の所有権又は同項第五号の権利は、国が取得し、同項第二号の権利は、消滅する。

2 前項の規定により国が第四十四条第一項第一号若しくは第三号の土地

〔削る。〕

〔削る。〕

又は同項第四号の立木若しくは工作物の所有権を取得したときは、その土地、立木又は工作物に関する所有権以外の権利は、その時に消滅する。⁹

3 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前条第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対してその権利を行うことができる。

4 国が買収令書に記載された買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしないときは、その買収令書は、効力を失う。

5 第十三条第四項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

（補償金の交付）

第五十三条 国は、前条第二項の規定により消滅した権利（先取特権、質権及び抵当権を除く。）でその土地等に係る第四十八条第一項の公示の時に存したものをその権利の消滅の時に有していた者に対し、政令で定めるところにより算出した額の補償金を交付する。

2 前項の規定による補償金の交付の手続は、農林水産省令で定める。

（電線路施設用地の特例）

第五十四条 第五十二条第一項の規定により国が取得した土地につきその取得の時に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）のために電線路の施設（電線の支持物を除く。以下この条で同様とする。）を目的とする地役権又は電線の支持物の設置を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利があるときは、第五十二条第二項の規定にかか

ならず、これらの権利は、消滅しない。

2 | 第五十二条第一項の規定により国が取得した土地が、その取得の時に電気事業者が所有権、地上権、賃借権又は使用貸借による権利に基き電線路の施設の用に供していたものである場合には、その取得の時に、その電気事業者のためにその電線路の施設を目的として、その土地を承役地とし、その電線路に近接する発電所、変電所、開閉所又は電線の支持物の用地でその電気事業者が所有するものを要役地とする地役権が設定されたものとみなす。この場合において、従前の権利に在続期間の定があるときは、地役権の存続期間は、従前の権利の残存期間とする。

3 | 前項の地役権は、承役地の所有者が工作物の設備その他電線路の施設の妨げとなる行為をしないことを内容とする。

4 | 第二項の規定による地役権の設定は、その登記がなくても、その承役地が電線路の施設の用に供されている限り、その承役地の所有権を取得した者にこれをもつて対抗することができる。

5 | 第二項の規定により地役権が設定された場合において、その設定の時にその要役地が抵当権の目的である工場財団、鉄道財団又は軌道財団に属しているときは、その地役権は、その抵当権の目的となるものとする。

(不用物件の収去)

第五十五条 国は、第四十四条の規定により買収した土地又は工作物の上にある物件の所有者又は占有者にその物件を収去すべき旨を命ずることができる。

2 | 前項の規定による命令は、都道府県知事が農林水産省令で定める収去

〔削る。〕

令書をその物件の所有者又は占有者に交付してしなければならない。

3 第一項の物件で第四十八条第一項の規定による公示の時にその土地又は工作物の上にあつたものの所有者は、前項の規定による収去令書の交付があつた場合において、収去後その物件を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより、国に対し、その買収を請求することができる。

4 第五十条から第五十三条までの規定は、前項の規定による請求があつた場合に準用する。この場合において、第五十条第一項中「第四十八条第四項の期間が満了したとき（その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合又は第八十五条第二項の期間内に同条第一項の規定による異議申立てがあつた場合には、第四十八条第五項又は第八十五条第五項の規定による諮問に対し都道府県農業会議から国が買収することが適当である旨の答申があつたとき）」とあるのは、「第五十五条第三項の規定による請求があつたときは、」と読み替えるものとする。

5 国は、第一項の物件で第四十八条第一項の規定による公示の時にその土地又は工作物の上にあつたものの所有者又は占有者が同項の規定による命令に基く収去によつて損失を受けた場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

（漁業権の消滅等）

第五十六条 国は、自作農を創設し、又は自作農の経営を安定させるため必要がある、且つ、国土資源の利用に関する総合的な見地から適当と認められるときは、漁業権若しくは入漁権を消滅させ、又は公有水面の埋立をする権利を買収することができる。

〔削る。〕

-
- 2 | 前項の規定により権利を消滅させ、又は買収するには、都道府県知事は、その適否について都道府県農業会議の意見を聴かなければならない⁹。
- 3 | 第五十条及び第五十一条の規定は、前項の規定による諮問に対し権利を消滅させ、又は買収することが適当である旨の答申があつた場合に準用する。この場合において、漁業権又は入漁権については、これらの規定中「買収」とあるのは「権利消滅」と、「買収令書」とあるのは「権利消滅通知書」と、「対価」とあるのは「補償金」（第五十条第一項第四号及び第五十一条第一項にあつては「補償金額」）と読み替えるものとする。
- 4 | 国が権利消滅通知書に記載された漁業権又は入漁権の消滅の期日までにその権利消滅通知書に記載された補償金の支払又は供託をしたときは、その期日に、その漁業権（その上にある先取特権及び抵当権を含む。）又は入漁権は、消滅する。
- 5 | 前項の規定により消滅する先取特権又は抵当権を有する者は、第三項で準用する第五十一条第二項又は第三項の規定により供託された補償金に対してその権利を行うことができる。
- 6 | 国が買収令書に記載された公有水面の埋立をする権利の買収の期日までにその買収令書に記載された対価の支払又は供託をしたときは、その期日に、その権利は、国が取得する。
- 7 | 国が権利消滅通知書又は買収令書に記載された権利消滅の期日又は買収の期日までにその権利消滅通知書又は買収令書に記載された補償金又は対価の支払又は供託をしないときは、その権利消滅通知書又は買収令書は、効力を失う。
-

〔削る。〕

8 第十三条第四項の規定は、第四項及び前二項の場合に準用する。

（使用）

第五十七条 国は、自作農の創設又はその経営の安定を目的とする農地の造成のための建設工事をする場合において、事務所、作業所、飯場、軌道等の用地として使用することが必要な土地又は井戸、えん堤等の施設で他の土地又は施設をもつて代えることが著しく困難なものがその附近にあるときは、これを使用することができる。

2 前項の規定により土地又は施設を使用するには、都道府県知事は、その適否について都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

3 第五十条第一項、第三項及び第四項並びに第五十一条第三項の規定は、前項の規定による諮問に対し土地又は施設を使用することが適當である旨の答申があつた場合に準用する。この場合において、第五十条中「買収令書」とあるのは「使用令書」と、同条第一項中「買収の期日」とあるのは「使用権の内容、使用開始の期日及び使用期間」と読み替えるものとする。

4 使用の対価は、近傍類似の土地又は施設の地代、借賃等を考慮した相当な額とする。

5 都道府県知事が第三項で準用する第五十条の規定により使用令書を交付したときは、その使用開始の期日に、その土地又は施設の使用権を国が取得し、その土地又は施設に関する所有権その他の権利は、その使用権の行使の妨げとなる範囲で使用の期間その行使を停止される。

6 国は、前項の土地又は施設に関する所有権以外の権利を有する者が同項の規定による権利の行使の停止によつて損失を受ける場合には、政令

〔削る。〕

〔削る。〕

で定めるところにより、その者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

（被使用者の買収請求）

第五十八条 前条の規定による土地若しくは施設の使用が三年以上にわたるとき又はその使用によつてその土地若しくは施設を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、その土地又は施設の所有者は、政令で定めるところにより、国に対し、その買収を請求することができる。

2 第五十条から第五十五条までの規定は、前項の請求があつた場合に準用する。

（代地の買収）

第五十九条 国は、第四十四条第一項の規定により同項第一号に掲げる土地を買収する場合において、特に必要があるときは、その買収の当時のその土地の所有者に対し、その土地に代るべき土地として売り渡すために必要な近傍の土地（その土地の上にある立木を含む。）を買収することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により買収することを相当とする土地があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、その土地を調査しなければならない。

3 第四十七条から第四十九条までの規定は、前項の規定による調査をした場合に準用する。

4 都道府県知事は、前項で準用する第四十八条第四項の期間が満了したとき（その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合又は第

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

八十五条第二項の期間内に同条第一項の規定による異議申立てがあつた場合には、前項で準用する第四十八条第五項又は第八十五条第五項の規定による諮問に対し都道府県農業会議から国が買収することが適當である旨の答申があつたとき）は、その土地を買収することによつて、農林水産大臣に対し、その承認を申請しなければならない。

5 第五十条から第五十五条までの規定は、前項の承認があつた場合に準用する。

（承継人に対する効力）

第六十条 第五十条（第五十五条第四項（第五十八条第二項又は前条第五項で準用する場合を含む。）、第五十六条第三項、第五十七条第三項、第五十八条第二項又は前条第五項で準用する場合を含む。）の規定による買収令書、権利消滅通知書又は使用令書の交付及び第五十五条第二項（第五十八条第二項又は前条第五項で準用する場合を含む。）の規定による収去令書の交付は、その交付を受けた者の承継人に対してもその効力を有する。

第二節 売渡等

（売り渡すべき土地等）

第六十一条 国は、左に掲げるものを次条から第六十七条までに規定する手続に従い、売り渡すことができる。

一 第四十四条第一項の規定により買収した土地等

二 第五十八条第一項の規定に基づく請求により買収した土地又は施設

〔削る。〕

〔削る。〕

三 第七十二条の規定により買収した土地等

四 所管換又は所屬替を受けて第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理する土地等

五 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）により農林水産大臣が造成した埋立地（土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて生じたものを除く。以下同様とする。）

（土地配分計画）

第六十二条 前条の規定による土地等の売渡は、土地配分計画に基づいて行うものとする。

2 前項の土地配分計画は、政令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事が地区ごとに作成する。

3 前項の規定により土地配分計画を作成した地区については、都道府県知事（政令で定める地区については、農林水産大臣）は、その所在、予定売渡口数及び予定売渡面積を公示しなければならない。

（買受予約申込書の提出）

第六十三条 前条第三項の規定による公示があつた地区内の第六十一条に掲げる土地等を買収しようとする者は、農林水産省令で定める買受予約申込書をその者の住所の所在地を管轄する市町村長を経由して、その土地等の属する地域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の買受予約申込書は、前条第三項の規定による公示の日から起算

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

して三十日以内に前項の市町村長に到達するように提出しなければならない。

（売渡予約書の交付）

第六十四条 都道府県知事は、前条の規定により買受予約申込書の提出をした者で自作農として農業に精進する見込みのあるものの中から都道府県農業会議の意見を聴いて適当と認められる者を選定し、その者に農林水産省令で定める売渡予約書を交付する。ただし、その地区内で農業を営む者の生活上必要で欠くことができない業務に従事する者又は農業協同組合、農事組合法人、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前条の規定により買受予約申込書の提出があつた場合において、都道府県知事が都道府県農業会議の意見を聴いてその者に売り渡すことを相当と認めたときは、これらの者に対しても売渡予約書を交付することができる。

（買受の申込）

第六十五条 前条の規定による売渡予約書の交付を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、その土地等の属する市町村の区域に設置された農業委員会に買受申込書を提出しなければならない。

（農業委員会の関係書類の送付）

第六十六条 農業委員会は、前条の規定による買受申込書の提出があつたときは、その者に売り渡すべき土地等を定め、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事へ送付しなければならない。

〔削る。〕

〔削る。〕

- 一 売渡しの相手方の氏名又は名称及び住所
- 二 売り渡すべき土地についてはその面積及び所在の場所、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、水の使用に関する権利についてはその内容
- 三 その他農林水産省令で定める事項

（売渡通知書）

第六十七条 都道府県知事は、前条の規定により送付された書類に記載されたところに従い、次に掲げる事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡しの相手方に、その謄本をその農業委員会に交付しなければならない。

- 一 前条第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 その土地等の用途
 - 三 売渡しの期日
 - 四 対価
 - 五 対価の支払の方法
 - 六 その地区における農地とすべき土地の開墾を完了すべき時期
 - 七 その他必要な事項
- 二 前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。
- 三 第四十条から第四十三条までの規定は、第一項の規定による売渡について準用する。

（一時使用）

第六十八条 第六十四条の規定による売渡予約書の交付を受けた者が、政

〔削る。〕

令で定めるところにより、都道府県知事に第六十一条に掲げる土地等の使用の申込をした場合において、都道府県知事がこれを相当と認めたときは、国は、同条の規定による売渡をするまでの間、その土地等を都道府県知事が定める条件でその者に使用させることができる。

2 前項の規定による土地等の使用は、建物を除き、無償とする。但し、その使用に係る土地がその近傍の農地と同程度の生産をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

3 第四十三条の規定は、第一項の規定による使用の対価の徴収について準用する。

（代地の売渡）

第六十九条 第五十九条の規定により買収した土地（その土地の上にある立木を含む。）の同条に掲げる者への売渡は、都道府県知事がその者に左に掲げる事項を記載した売渡通知書を交付して行う。

一 売渡の相手方の氏名又は名称及び住所

二 売り渡すべき土地の面積及び所在の場所並びに売り渡すべき立木がある場合には、その樹種及び数量

三 売渡の期日

四 対価

五 対価の支払の方法

六 その他必要な事項

2 前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

3 第一項の規定により売り渡した土地及び立木の対価の支払は、一時払の方法によるものとする。

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

4 第四十条、第四十二条及び第四十三条の規定は、第一項の売渡について準用する。

第七十条 国は、第四十四条の規定により土地を買収する場合において、特に必要があるときは、その買収の当時のその土地の所有者に対し、所管換又は所屬替を受けて第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理する土地（その土地の上にある立木を含む。）を買収した土地に代るべき土地として売り渡すことができる。

2 前条の規定は、前項の規定による売渡について準用する。

（売渡後の検査）

第七十一条 都道府県知事は、第六十一条の規定により売り渡した土地等につき第六十七条第一項第六号の時期到来後、遅滞なく、その状況を検査しなければならない。

（売り渡した土地等の買戻）

第七十二条 国は、第六十一条の規定により土地等の売渡を受けた者又はその一般承継人が左の各号の一に該当した場合は、その土地等を買収することができる。但し、第六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経過したときは、この限りでない。

一 前条の規定による検査の結果、開墾して農地とすべき土地の開墾を完了していないことが明らかとなった場合

二 前条の規定による検査の結果、その土地等を売渡通知書に記載された用途に供していないことが明らかとなった場合

〔削る。〕

三 前条の規定による検査の期日前に、その土地等を売渡通知書に記載された用途にみずから供することをやめた場合、又はやめる旨を都道府県知事に申し出た場合

2 前項の規定による買収は、都道府県知事はその者に対し、左に掲げる事項を記載した買収令書を交付して行う。

一 土地等の所有者の氏名又は名称及び住所

二 土地についてはその所在、地番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 買収の期日

四 対価

五 対価の支払の方法（第四項で準用する第五十一条第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨）

六 その他必要な事項

3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一条の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。

4 第五十条第二項及び第三項、第五十一条第二項及び第三項並びに第五十二条から第五十五条までの規定は、第一項の規定による買収について準用する。

（売り渡した土地等の処分の制限）

第七十三条 第六十一条の規定により売り渡された土地等の売渡通知書に記載された第六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経過する前にその土地等の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は

〔削る。〕

〔削る。〕

賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が、同一の事業の用に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにすることを目的としてその農地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）において、当該事業の用に供するためその土地等の権利を取得するときは、農林水産大臣の許可）を受けなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 土地収用法その他の法律によつてその土地等が収用され、又は使用される場合
- 二 遺産の分割によつてこれらの権利が取得される場合
- 三 その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可は、条件をつけてすることができる。

3 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

（農地及び採草放牧地に関する規定の適用除外）

第七十四条 第六十一条の規定により売り渡された土地であつて農地又は採草放牧地であるものについては、第六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経過するまでは、第二章第一節（第四条の規定を除く。）及び第二節の規定は、適用しない。

（道路等の譲与）

第七十四条の二 国は、第六十一条に掲げる土地等を同条の規定により売

り渡すほか、同条に掲げる土地等のうち道路、水路、揚水機場若しくはため池（これらの工作物に附帯する工作物を含む。以下「道路等」という。）又は道路等の用地であつて農林水産大臣が定めるものを、その用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、市町村、土地改良区その他農林水産大臣の指定する者に譲与することができる。

2 前項に規定する農林水産大臣が定める土地等の譲与を受けようとする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に譲受申込書を提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による譲受申込書の提出があつた場合において、譲与することを適当と認めたときは、次に掲げる事項を記載した譲与通知書を作成し、これを譲与の相手方に交付しなければならない。

一 譲与の相手方の名称及び住所

二 譲与すべき道路等についてはその種類及び所在の場所、土地についてはその面積及び所在の場所

三 その土地等の用途

四 譲与の期日

五 譲与の条件その他必要な事項

4 前項の規定による譲与通知書の交付があつたときは、その通知書に記載された譲与の期日に、その土地等の所有権は、その譲与の相手方に移転する。

（開発に関する制限規定の適用除外）

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

第七十五条 第四十四条第一項の規定により買収した土地、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するため農林水産大臣が所管換又は所属替を受けた土地及び公有水面埋立法により農林水産大臣が造成した埋立地の開墾その他開発のためにする行為（これらの土地の売渡後の行為を含む。）については、他の法令中政令で定める制限又は禁止の規定は、適用しない。

第三節 草地利用権

（草地利用権の設定に関する承認）

第七十五条の二 市町村又は農業協同組合は、その住民又は組合員で養畜の事業を行なうものの共同利用に供するため、家畜の飼料とするための牧草の栽培（その栽培に係る土地について行なう家畜の放牧及びこれと一体的に行なう必要があるその土地に隣接する土地についての家畜の放牧を含み、その栽培の目的に供されることに伴う土地の形質の変更がその土地を原状に復することを困難にしない程度であるものに限る。）を目的とする土地についての賃借権（以下「草地利用権」という。）を取得する必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、土地の所有者及びその土地に関し権利を有するその他の者（その土地の定着物物の所有者及びその定着物物に関し権利を有するその他の者を含む。以下「土地所有者等」という。）に対し、草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利又は定着物がある場合にはその権利の行使の制限若しくは消滅又はその定着物物の収去に関する協議を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その申請に係る土地の傾斜、土性等の自然的条件、利用の状況その他の必要な事項を調査しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果、その調査に係る土地が次の各号に掲げる要件のすべてをみたしている場合に限り、第一項の承認をすることができる。

一 その土地が、自作農の創設の目的に供されるところならば、第四十条第一項第一号に掲げる土地として同条の規定による買収をすることができると認められるものであること。

二 その土地について草地利用権の設定を受けようとする者の利用計画に従つて共同利用に供することが、その地域における農業経営の状況等からみて養畜の事業を行なう者の経営の改善を図るため必要かつ適当であつて、他の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

4 都道府県知事は、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、その申請に係る協議の相手方及び都道府県農業会議並びに農林水産省令で定めるその他の者の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の承認をしたときは、遅滞なく、その旨をその承認の申請に係る協議の相手方に通知するとともに、これを公示しなければならない。

(裁定の申請)

第七十五条の三 前条第一項の協議がととのわず、又は協議をすることができないときは、同項の承認を受けた者は、その承認を受けた日から起

〔削る。〕

〔削る。〕

算して二箇月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その協議の相手方である土地所有者等を示して、その草地利用権の設定又はその行使の妨げとなる権利の行使の制限若しくは消滅若しくは定着物の収去に關し都道府県知事に裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第七十五条の四 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公示するとともに、その申請に係る土地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

（裁定）

第七十五条の五 都道府県知事は、第七十五条の三の規定による申請に係る土地（その土地の定着物を含む。）の利用の状況並びにその申請に係る土地所有者等のその土地（その土地の定着物を含む。）の利用計画及びその達成の見通し等を考慮してもなおその申請をした者がその土地をその者の利用計画に従つて共同利用に供することが国土資源の利用に關する総合的な見地から必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、草地利用権を設定すべき旨又はその行使の妨げとなる権

〔削る。〕

利の行使を制限し、若しくはその権利を消滅させ、若しくは定着物を収去すべき旨の裁定をするものとする。

2 草地利用権を設定すべき旨の前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 草地利用権を設定すべき土地の所在、地番、地目及び面積

二 草地利用権の内容

三 草地利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の支払の方法

3 権利の行使を制限すべき旨の第一項の裁定においては第一号及び第四号、権利を消滅させるべき旨の同項の裁定においては第二号及び第四号、定着物を収去すべき旨の同項の裁定においては第三号及び第四号に掲げる事項を定めなければならない。

一 行使を制限すべき権利の種類及び内容並びにその制限の内容、始期及び期間

二 消滅させるべき権利の種類及び内容並びにその消滅の期日

三 収去すべき定着物の種類、数量及び所在の場所並びにその収去を完了すべき期限

四 権利の行使の制限若しくは消滅又は定着物の収去によつて生ずる損失の補償金の額及び支払の方法

4 第一項の裁定は、第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号までの事項については、申請の範囲をこえてはならない。

第七十五条の六 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林

〔削る。〕

水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定を申請した者及びその申請に係る土地所有者等に通知するとともに、これを公示しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によって裁定の内容が変更されたときもまた同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の公示があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定を申請した者とその申請に係る土地所有者等との間に協議がととのつたものとみなす。

（存続期間の更新等）

第七十五条の七 第七十五条の二第一項又はこの項の承認を受けてする協議がととのつたこと（前条第二項（次項で準用する場合を含む。）の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。）により設定された草地利用権（その存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、この項の承認を受けてする協議がととのつたこと（次項で準用する前条第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。）によつてされたものに限る。）を有する者は、その草地利用権に係る土地についてその存続期間の満了後引き続き草地利用権による利用をする必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る土地の土地所有者等に対し、その草地利用権の存続期間の更新又はこれに代えてする新たな草地利用権の設定及びその行使の妨げとなる権利がある場合にはその権利の行使の制限又は消滅に関する協議を求めることができる。ただし、その更新又は設定による草地利用権の存続期間の満了する日が、その土地につき第七十五条の二第一項の承認を受けてする協議がととのつたこと（

〔削る。〕

前条第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含む。
。）により設定された草地利用権の存続期間の始期から二十年以内にな
い場合は、この限りでない。

2
第七十五条の二第二項から第五項まで及び第七十五条の三から前条ま
での規定は、前項の承認の申請があつた場合に準用する。この場合にお
いて、第七十五条の二第二項中「傾斜、土性等の自然的条件、利用の状
況」とあるのは「利用の状況」と、同条第三項中「次の各号に掲げる要
件のすべて」とあるのは「第二号に掲げる要件」と、第七十五条の五第
一項中「申請に係る土地（その土地の定着物を含む。）」の利用の状況並
びにその申請に係る」とあるのは「申請に係る」と読み替えるものとす
る。

（買い取るべき旨の裁定）

第七十五条の八 第七十五条の二第一項又は前条第一項の承認を受けてす
る協議がととのつたこと（第七十五条の六第二項（前条第二項で準用す
る場合を含む。）」の規定により協議がととのつたものとみなされる場合
を含む。以下この節で同様とする。）」により設定された草地利用権（そ
の存続期間が更新されたものにあつては、その更新が、前条第一項の承
認を受けてする協議がととのつたこと（同条第二項で準用する第七十五
条の六第二項の規定により協議がととのつたものとみなされる場合を含
む。）」によつてされたものに限る。以下この節で同様とする。）」の存続
期間が三年以上にわたるときは、その草地利用権に係る土地所有者等は
、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、その草地
利用権を有する者がその草地利用権に係る土地又はその行使が制限され

た権利を買い取るべき旨の裁定を申請することができる。

2| 定着物を取去すべき旨の第七十五条の五第一項の裁定を受けたその定着物の所有者は、その定着物を取去するとすればその定着物を従来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、その定着物のある土地につき草地利用権を有する者がその定着物を買い取るべき旨の裁定を申請することができる。

3| 買い取るべき旨の前二項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買い取るべき土地についてはその所在、地番、地目及び面積、定着物についてはその種類、数量及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

二 買い取るべき土地若しくは定着物の所有権又は権利の移転の期日

三 対価

四 対価の支払の方法

4| 第七十五条の五第四項及び第七十五条の六の規定は、都道府県知事が第一項又は第二項の規定による申請に基づき買い取るべき旨の裁定をする場合に準用する。この場合において、第七十五条の五第四項中「第二項第一号から第三号まで及び前項第一号から第三号まで」とあるのは「第七十五条の八第三項第一号及び第二号」と、第七十五条の六中「土地所有者等」とあるのは「土地又は定着物若しくは権利のある土地につき草地利用権を有する者」と読み替えるものとする。

（草地利用権に係る賃貸借の解除）

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

（買収した土地、立木等の管理）

第四十五条 国が第七条第一項若しくは第十二条第一項の規定により買収し、又は第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項の規定に基づく申

第七十五条の九 第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認を受けてする協議がととのつたことにより設定された草地利用権を有する者が正当な事由がなく引き続き二年以上その草地利用権に係る土地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その草地利用権を設定した者は、その目的に供されていない土地につき、都道府県知事の承認を受けて、その草地利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

（草地利用権の譲渡等の禁止）

第七十五条の十 第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認を受けてする協議がととのつたことにより設定された草地利用権を有する者は、その草地利用権を譲渡し、又はその草地利用権に係る土地を貸し付けることができない。

第四章 雑則

（登記の特例）

第七十六条 国がこの法律により買収、売渡又は譲与をする場合の登記については、政令で特例を定めることができる。

第七十七条 削除

（買収した土地、立木等の管理）

第七十八条 国が第九条第一項若しくは第二項、第十四条第一項（第十五条第二項、第十五条の三十第十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む

出により買い取つた土地、立木、工作物及び権利は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が管理する。

〔削る。〕

2 前項の規定により農林水産大臣が管理する国有財産につき国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条第一項の規定により備えなければならぬ台帳の取扱いについては、政令で特例を定めることができる。

〔削る。〕

（売払い）

第四十六条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により管理する農地及び採草放牧地について、農林水産省令で定めるところにより、その農地又

む。）、第十五条第一項、第十五条の三第一項若しくは第二項、第四十四条第一項、第五十六条第一項、第五十九条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により買収し、第十六条第一項の規定に基づく申出により買収し、第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定に基づく申出により買い取り、第五十五条第三項（第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。）若しくは第五十八条第一項の規定に基づく請求により買収し、又は第七十四条の二第一項の条件に基づき返還を受けた土地、立木、工作物及び権利、公有水面埋立法により農林水産大臣が造成した埋立地並びに国有財産である土地、立木、工作物及び権利であつて、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、所管換又は所属替を受けたものは、農林水産大臣が管理する。

2 前項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行ふことができる。

3 第一項の規定により農林水産大臣が管理する国有財産につき国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条第一項の規定により備えなければならぬ台帳の取扱いについては、政令で特例を定めることができる。

4 第一項の規定により農林水産大臣が管理する土地、立木、工作物及び権利の使用料の徴収については、第四十二条の規定を準用する。

は採草放牧地の取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地又は採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる者、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体その他の農林水産省令で定める者に売り払うものとする。ただし、次条の規定により売り払う場合は、この限りでない。

2 前項の規定により売り払う農地又は採草放牧地について、その農業上の利用のため第十二条第一項の規定により併せて買収した附帯施設があるときは、これをその農地又は採草放牧地の売払いを受ける者に併せて売り払うものとする。

〔削る。〕

〔削る。〕

第四十七条 農林水産大臣は、第四十五条第一項の規定により管理する土地、立木、工作物又は権利について、政令で定めるところにより、土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めたときは、農林水産省令で定めるところにより、これを売り払い、又はその所管換若しくは所屬替をすることができる。

〔削る。〕

（所屬替の特例）

第七十九条 国有財産法第十四条第四号の規定は、自作農の創設又はその経営の安定の目的に供するために、土地又は建物の所屬替をする場合には、適用しない。

（売払）

第八十条 農林水産大臣は、第七十八条第一項の規定により管理する土地、立木、工作物又は権利について、政令で定めるところにより、自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めたときは、農林水産省令で定めるところにより、これを売り払い、又はその所管換若しくは所屬替をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により売り払い、又は所管換若しくは所屬替をすることができる土地、立木、工作物又は権利が第九条、第十四条又は第四十四条の規定により買収したものであるときは、政令で定め

(公簿の閲覧等)

第四十八条 国又は都道府県の職員は、登記所又は市町村の事務所について、この法律による買収、買取り又は裁定に関し、無償で、必要な簿書を閲覧し、又はその謄本若しくは登記事項証明書の交付を受けることができる。

(立入調査)

第四十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律による買収その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、その土地又は工作物の所有者、占有者その他の利害関係人にこれを提示しなければならない。

3 6 (略)

(報告の徴取)

第五十条 (略)

る場合を除き、その土地、立木、工作物又は権利を、その買収前の所有者又はその一般承継人に売り払わなければならない。

(公簿の閲覧等)

第八十一条 国又は都道府県の職員は、登記所、漁業免許に関する登録の所管庁又は市町村の事務所について、この法律による買収、買取り、使用、消滅請求、売渡し、譲与又は裁定に関し、無償で、必要な簿書を閲覧し、又はその謄本若しくは登記事項証明書の交付を受けることができる。

(立入調査)

第八十二条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律による買収、使用その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入って調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、その土地又は工作物の所有者、占有者その他の利害関係人から要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 6 (略)

(報告の徴取)

第八十三条 (略)

(違反転用に対する処分)

第五十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

一 第四条第一項若しくは第五条第一項の規定に違反した者又はその一般承継人

二 第四条第一項又は第五条第一項の許可に付した条件に違反している者

三 (略)

四 偽りその他不正の手段により、第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその原状回復等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該原状回復等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該原状回復等の措置を講じないと

(違反転用に対する処分)

第八十三条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条、第五条又は第七十三条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第四条第一項、第五条第一項若しくは第七十三条第一項の規定に違反した者又はその一般承継人

二 第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可に付した条件に違反している者

三 (略)

四 偽りその他不正の手段により、第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の許可を受けた者

きは、自ら当該原状回復等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等の措置を命ずべき違反転用者等を確知することができないとき。

三 緊急に原状回復等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により同項の原状回復等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該原状回復等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該違反転用者等に負担させることができる。

5 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

(情報の提供等)

第五十二条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借貸等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

〔削る。〕

〔削る。〕

（不服申立て）

第五十三条 第九条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付についての異議申立て又は第三十九条第一項若しくは第四十三条第一項の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、同項の裁定を受けた者がその裁定に係る遊休農地の所有者等を確知することができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

〔削る。〕

（小作地の状況の縦覧）

第八十四条 農業委員会は、毎年八月一日現在の小作地の所有状況を記載した書類を作成し、これを九月一日から同月三十日までの間農業委員会の事務所で縦覧に供しなければならない。

（行政手続法の適用除外）

第八十四条の二 第四十八条第一項（第五十九条第三項で準用する場合を含む。）の規定による公示及び第五十条第一項（第五十九条第五項で準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（不服申立て）

第八十五条 第四十八条第一項（第五十九条第三項で準用する場合を含む。）の規定による公示に不服がある者は、都道府県知事に対して異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六百六十号）第四十五条の期間は、公示の日の翌日から起算して三十日以内とする。

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

2 | 第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可に関する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に

3 | 第五十条第一項（第五十九条第五項で準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付に関する処分についての審査請求においては、第四十八条第一項（第五十九条第三項で準用する場合を含む。）の規定による公示に係る事項についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。

4 | 第十一条第一項（第十四条第二項（第十五条第二項、第十五条の第三十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。第八十五条の三第一項第一号及び第三項において同じ。）、第十五条第二項、第十五条の第三十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。）、第五十条第一項（第五十五条第四項（第五十八条第二項、第五十九条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。第八十五条の三第一項第三号及び第三項において同じ。）、第五十六条第三項、第五十七条第三項、第五十八条第二項及び第五十九条第五項で準用する場合を含む。）若しくは第七十二条第二項の規定による買収令書、権利消滅通知書若しくは使用令書の交付又は第七十五条の三（第七十五条の七第二項で準用する場合を含む。）若しくは第七十五条の八第一項若しくは第二項の規定による申請に対する裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。

5 | 都道府県知事は、第一項の異議申立てについて決定をしようとするときは、その土地等を国が買収することの適否について、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

6 | 第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の規定による許可に関する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂

関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることが出来る。

3| 第七条第二項又は第六項の規定による公示については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。前項の規定により裁定の申請をすることが出来る処分についても、同様とする。

4| （略）

（不服申立てと訴訟との関係）

第五十四条 （略）

2 第五十一条第一項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定は、適用しない。

（対価等の額の増減の訴え）

第五十五条 次に掲げる対価、借賃又は補償金の額に不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、これらの対価、借賃又は補償金に係る処分のあつた日から六月を経過したときは、この限りでない。

一 第九条第一項第三号（第十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する対価

二 第三十九条第二項第四号に規定する借賃

三 第四十三条第二項において読み替えて準用する第三十九条第二項第四号に規定する補償金

利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることが出来る。

7| 第八条第一項又は第十五条の第三第三項若しくは第六項の規定による公示については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。前項の規定により裁定の申請をすることが出来る処分についても、同様とする。

8| （略）

（不服申立てと訴訟との関係）

第八十五条の二 （略）

2 第八十三条の二の規定による処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

（対価等の額の増減の訴え）

第八十五条の三 次に掲げる対価、借賃又は補償金の額に不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、これらの対価、借賃又は補償金に係る処分のあつた日から六月を経過したときは、この限りでない。

一 第十一条第一項第三号（第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項で準用する場合を含む。）に規定する対価

二 第三十九条第一項第三号に規定する対価

三 第五十条第一項第四号（第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十七条第三項、第五十八条第二項及び第五十九条第五項で準用する

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

2 | 前項第一号に掲げる対価の額についての同項の訴えにおいては国を、

同項第二号に掲げる借賃の額についての同項の訴えにおいては第三十七
条の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地の所有者等を
、同項第三号に規定する補償金の額についての同項の訴えにおいては第
四十三条第一項の規定による申請をした者又はその申請に係る遊休農地
の所有者等を、それぞれ被告とする。

3 | 第一項第一号に掲げる対価につきこれを増額する判決が確定した場合
において、増額前の対価が第十条第二項（第十二条第二項において準用
する場合を含む。）の規定により供託されているときは、国は、その増
額に係る対価を供託しなければならず、また、この場合においては、第
十条第三項の規定を準用する。

場合を含む。）に規定する対価又は補償金

四 | 第六十七条第一項第四号に規定する対価

五 | 第六十九条第一項第四号（第七十条第二項で準用する場合を含む。
）に規定する対価

六 | 第七十二条第二項第四号に規定する対価

七 | 第七十五条の五第二項第四号（第七十五条の七第二項で準用する場
合を含む。）に規定する借賃、第七十五条の五第三項第四号（第七十
五条の七第二項で準用する場合を含む。）に規定する補償金又は第七
十五条の八第三項第三号に規定する対価

2 |

前項第一号から第六号までに掲げる対価又は補償金の額についての同
項の訴えにおいては国を、同項第七号に掲げる借賃又は補償金の額につ
いての同項の訴えにおいては第七十五条の三（第七十五条の七第二項で
準用する場合を含む。）の規定による申請をした者又はその申請に係る
土地所有者等であつた者を、同号に掲げる対価の額についての前項の訴
えにおいては第七十五条の八第一項若しくは第二項の規定による申請を
した者又はその申請に係る裁定によつて土地、権利若しくは定着物を取
得した者を、それぞれ被告とする。

3 |

第一項第一号、第三号又は第六号に掲げる対価又は補償金につきこれ
を増額する判決が確定した場合において、増額前の対価又は補償金が第
十二条第二項（第十四条第二項、第十五条第二項、第十五条の三十項
及び第十六条第二項で準用する場合を含む。）又は第五十一条第二項（
第五十五条第四項、第五十六条第三項、第五十八条第二項、第五十九
条第五項及び第七十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定により供
託されているときは、国は、その増額に係る対価又は補償金を供託しな

4 第十一条第二項の規定は、前項の規定により供託された対価について準用する。

(土地の面積)

第五十六条 この法律の適用については、土地の面積は、登記簿の地積による。ただし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び登記簿の地積がない場合には、実測に基づき、農業委員会が認定したところによる。

(換地予定地に相当する従前の土地の指定)

第五十七条 第七条第一項の規定による買収をする場合において、その買収の対象となるべき農地を明らかにするため特に必要があるときは、農林水産大臣は、旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）に基づく耕地整理、土地区画整理法（昭和二十九年法律第二十号）第三条第一項若しくは第四条第一項に規定する土地区画整理若しくは土地改良法に基づく土地改良事業に係る規約又は同法第五十三条の五第一項（同法第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）若しくは第八十九条の二第六項若しくは土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第九十八条第一項の規定によつて、換地処分の発効前に従前の土地に代えて使用又は収益をすることができるものとして指定された土地又はその土地の部分に相当する従前の土地又は土地の部分（地目、地積、土性等を考慮して指定することができる。）

ければならず、また、この場合においては、第十二条第三項の規定を準用する。

4 第十三条第二項の規定は、前項の規定により供託された対価又は補償金について準用する。

(土地の面積)

第八十六条 この法律の適用については、土地の面積は、登記簿の地積による。ただし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び登記簿の地積がない場合には、実測に基づき、農業委員会（第三章の適用については、都道府県知事）が認定したところによる。

(換地予定地に相当する従前の土地の指定)

第八十七条 第八条の規定による公示又は第九条、第十五条若しくは第十五条の三の規定による買収をする場合において、その公示又は買収の対象となるべき農地を明らかにするため特に必要があるときは、都道府県知事は、旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）に基づく耕地整理、土地区画整理法（昭和二十九年法律第二十号）第三条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第二十号）第三条第一項若しくは第四条第一項に規定する土地区画整理若しくは土地改良法に基づく土地改良事業に係る規約又は同法第五十三条の五第一項（同法第九十六条及び第九十六条の四で準用する場合を含む。）若しくは第八十九条の二第六項若しくは土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第九十八条第一項の規定によつて、換地処分の発効前に従前の土地に代えて使用又は収益をすることができるものとして指定された土地又はその土地の部分に相当する従前の土地又は土地の部分（地目、地積、土性

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、その指定の内容を遅滞なく農業委員会に通知しなければならない。

〔削る。〕

（指示及び代行）

第五十八条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する農業委員会の事務（第六十三条第一項第四号及び第八号並びに第二項各号に掲げるものを除く。）の処理に関し、農業委員会に対し、必要な指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する都道府県知事の事務（第六十三条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に掲げるものを除く。次項において同じ。）の処理に関し、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができる。

3・4 （略）

（是正の要求の方式）

第五十九条 農林水産大臣は、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであると

等を考慮して指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、その指定の内容を遅滞なく農業委員会に通知しなければならない。

（公示の方法）

第八十八条 この法律により都道府県知事がする公示は、都道府県の条例の告示と同一の方法により行うものとし、農業委員会がする公示は、農業委員会の事務所に掲示して行うものとする。

（指示及び代行）

第八十九条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する農業委員会の事務（第九十一条の三第二項各号に掲げるものを除く。）の処理に関し、農業委員会に対し、必要な指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、この法律に規定する都道府県知事の事務（第九十一条の三第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げるものを除く。次項において同じ。）の処理に関し、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができる。

3・4 （略）

して地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 第四条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 第五条第一項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる都道府県知事の仕事を地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合において、当該市町村の当該事務の処理が農地又は採草放牧地の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして同法第二百四十五条の五第二項の指示を行うときは、当該市町村が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

（農業委員会に関する特例）

第六十条 農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村についてのこの法律（第二十五条を除く。以下この項において同じ。）の適用については、この法律中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

2
（略）

（農業委員会に関する特例）

第九十条 農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村についてのこの法律（第二章第六節を除く。以下この項において同じ。）の適用については、この法律中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

2
（略）

(特別区等の特例)

第六十一条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定(指定都市にあつては、第三条第四項を除く。)は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市(農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。)にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

〔削る。〕

(権限の委任)

第六十二条 (略)

(事務の区分)

第六十三条 この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 第三条第四項の規定により市町村が処理することとされている事務(同項の規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。)

- 二 第四条第一項、第三項(同条第六項において準用する場合を含む)。

(特別区等の特例)

第九十一条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、指定都市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に適用する。

- 2 前項の規定を農業委員会等に関する法律第三十五条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合には、前項中「この法律」とあるのは、「この法律(第三条第一項及び前条を除く。)」とする。

(権限の委任)

第九十一条の二 (略)

(事務の区分)

第九十一条の三 この法律(第七十八条第二項を除く。)の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務のうち、次の各号及び次項各号に掲げるもの以外のものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 第四条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとさ

）及び第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

三 第五条第一項及び第四項の規定並びに同条第三項及び第五項において準用する第四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

四 第三十条第一項から第三項まで、第三十一条、第三十二条、第三十条第三項第一項、第三十四条及び第三十五条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

五 第四十四条の規定により市町村が処理することとされている事務

六 第四十九条第一項、第三項及び第五項並びに第五十条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二号、第三号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。）

七 第五十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第二号及び第三号に掲げる事務に係るものに限る。）

八 第五十二条の規定により市町村が処理することとされている事務

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第四条第一項第七号の規定により市町村が処理することとされている

れている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 第五条第一項の規定及び同条第三項において準用する第四条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

三 第三十一条において準用する第二十六条第一項及び第二十七条の規定により市町村が処理することとされている事務（これらの規定により農業委員会が処理することとされている事務を除く。）

四 第七十五条の二第一項、第七十五条の三（第七十五条の七第二項において準用する場合を含む。）及び第七十五条の七第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

五 第八十二条第一項、第三項及び第五項並びに第八十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務（第一号、第二号及び次号に掲げる事務に係るものに限る。）

六 第八十三条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務（第一号及び第二号に掲げる事務に係るものに限る。）

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第四条第一項第五号の規定により市町村が処理することとされている

る事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 第五条第一項第六号の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

（運用上の配慮）

第六十三条の二 この法律の運用に当たっては、我が国の農業が家族農業経営、法人による農業経営等の経営形態が異なる農業者や様々な経営規模の農業者など多様な農業者により、及びその連携の下に担われていること等を踏まえ、農業の経営形態、経営規模等についての農業者の主体的な判断に基づく様々な農業に関する取組を尊重するとともに、地域における貴重な資源である農地が地域との調和を図りつつ農業上有効に利用されるよう配慮しなければならない。

第六章 罰則

〔削る。〕

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第十八条第一項の規定に違反した者

る事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係るものを除く。）

二 第五条第一項第三号の規定により市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係るものを除く。）

第五章 罰則

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第二十条第一項（第三十二条で準用する場合を含む。次号において同じ。）又は第七十三

二 偽りその他不正の手段により、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第十八条第一項の許可を受けた者

三 第五十一条第一項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事の命令に違反した者

第六十五条 第四十九条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

〔削る。〕

〔削る。〕

〔削る。〕

第六十六条 第四十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第六十四条第一号若しくは第二号（これらの規定中第四条第一項又は第五条第一項に係る部分に限る。）又は第三号 一億円以下の罰金

条第一項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第二十条第一項又は第七十三条第一項の許可を受けた者

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条の規定に違反した者

二 第八十二条第一項の規定による職員の調査、測量、除去又は移転を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第八十三条の二の規定による農林水産大臣又は都道府県知事の命令に違反した者

第九十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前二条の罰金刑を科する。

刑

二 第六十四条（前号に係る部分を除く。）又は前二条 各本条の罰金刑

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第六条第一項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第三十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十九条 第三条の三第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 （略）

（農林水産大臣に対する協議）

- 2 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。
 - 一 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（地域整備法の定めるところに従って農地を農地

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十五条第二項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

附 則

（施行期日）

1 （略）

（農林水産大臣に対する協議）

- 2 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる場合には、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。
 - 一 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為（地域整備法の定めるところに従って農地を農地

以外のものにする行為で第四条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。次号において同じ。）に係る同項の許可をしようとする場合

二 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為に係る第四条第五項の協議を成立させようとする場合

三 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する行為で第五条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。次号において同じ。）に係る第五条第一項の許可をしようとする場合〔削る。〕

四 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為に係る第五条第四項の協議を成立させようとする場合

以外のものにする行為で第四条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。）に係る同項の許可をしようとする場合

二 同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する行為（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する行為で第五条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。）に係る第五条第一項の許可をしようとする場合

三 同一の事業の用に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにすることを目的としてその農地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で第七十三条第一項の政令で定める要件に該当するものを除く。）において、当該事業の用に供するため第六十一条の規定により売り渡された土地等の権利を取得する行為に係る第七十三条第一項の許可をしようとするとき。

〔削る。〕

別表

都道府県名																							小作地の面積
北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	
四・〇ヘクタール	一・五ヘクタール	一・一ヘクタール	一・四ヘクタール	一・四ヘクタール	一・三ヘクタール	一・一ヘクタール	一・一ヘクタール	一・二ヘクタール	〇・九ヘクタール	〇・九ヘクタール	一・一ヘクタール	〇・七ヘクタール	〇・七ヘクタール	一・〇ヘクタール	一・〇ヘクタール	〇・八ヘクタール	〇・九ヘクタール	〇・七ヘクタール	〇・八ヘクタール	〇・六ヘクタール	〇・七ヘクタール	〇・七ヘクタール	

沖 縄 県	鹿 児 島 県	宮 崎 県	大 分 県	熊 本 県	長 崎 県	佐 賀 県	福 岡 県	高 知 県	愛 媛 県	香 川 県	徳 島 県	山 口 県	広 島 県	岡 山 県	島 根 県	鳥 取 県	和 歌 山 県	奈 良 県	兵 庫 県	大 阪 府	京 都 府	滋 賀 県	三 重 県
-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

一 ・ 〇 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 七 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 九 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 六 ヘ ク タ ー ル	一 ・ 〇 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 七 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 九 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 八 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 七 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 七 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 六 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 六 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 七 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 五 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 七 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 七 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 八 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 六 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 六 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 六 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 六 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 六 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 七 ヘ ク タ ー ル	〇 ・ 七 ヘ ク タ ー ル
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

改 正 後	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等 第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条） 第二節 農地保有合理化法人（第七条―第十一条） 第三節 農地保有合理化支援法人（第十一条の二―第十一条の八） 第四節 農地利用集積団滑化団体（第十一条の九―第十一条の十三） 第三章 農業経営改善計画（第十二条―第十六条） 第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十七条―第二十七条） 〔削る。〕 〔削る。〕 〔削る。〕 第五章 雑則（第二十八条―第三十八条） 第六章 罰則（第三十九条） 附則 （定義） 第四条（略）	目次 第一章 総則（第一条―第四条） 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等 第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条） 第二節 農地保有合理化法人（第七条―第十一条） 第三節 農地保有合理化支援法人（第十一条の二―第十一条の八） 第三章 農業経営改善計画（第十二条―第十六条） 第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十七条―第二十六条） 第四章の二 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置（第二十七条―第二十七条の十二） 第四章の三 特定法人貸付事業の実施（第二十七条の十三） 第五章 雑則（第二十八条―第三十八条） 第六章 罰則（第三十九条・第四十条） 附則 （定義） 第四条（略）

2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するものが行う次に掲げる事業をいう。

一 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）

二・二の二（略）

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十二条の二第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第七条第三項第二号及び第十一条の九第三項第三号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

イ・ロ（略）

四 農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（以下「研修等事業」という。）

3 この法律において「農地利用集積円滑化事業」とは、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積の円滑化を図るため、この法律で定めるところにより、次の各号に掲げる者が行う当該各号

2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、第七条第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が行う次に掲げる事業をいう。

一 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（第四項に規定する特定法人貸付事業を除く。以下「農地売買等事業」という。）

二・二の二（略）

三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十二条の二第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。第七条第四項第二号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

イ・ロ（略）

四 農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

に定める事業をいう。

一 市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するもの次に掲げる事業

イ 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む。以下「農地所有者代理事業」という。）

ロ 農地売買等事業

ハ 研修等事業

二 前号に掲げる者以外の営利を目的としない法人（営利を目的としない法人格を有しない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、その直接又は間接の構成員からの委任のみに基づく農地所有者代理事業を行うことを目的とするものを含む。）で農林水産省令で定める要件に該当するもの 農地所有者代理事業

四 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一・二 （略）

三 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

四 （略）

五 前各号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要

三 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一・二 （略）

三 （略）

四 前三号に掲げる事業のほか、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要

な事業

〔削る。〕

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第五条 （略）

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 （略）

四 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事

項

イ （略）

ロ 都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

な事業

4 この法律において「特定法人貸付事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村又は農地保有合理化法人が特定法人（農業生産法人以外の法人であつて次に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）

に対し農用地の貸付けを行う事業をいう。

一 その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるものであること

二 その法人が、第二十七条の十三第二項の協定に従い耕作又は養畜の事業を行うと認められるものであること。

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第五条 （略）

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 三 （略）

四 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事

項

イ （略）

ロ 都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域（次条第三項において「農業振興地域」という。）の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う一般社団

ハ 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

〔削る。〕

3 6 (略)

(農業経営基盤強化促進基本構想)

第六条 (略)

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

四 (略)

五 農地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項

イ 市町村の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第

一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。

以下「市街化区域」という。）を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

ロ 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

法人又は一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項

ハ 遊休農地（農地であつて、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいう。以下同じ。）の農業上の利用の増進に関する基本的な事項

ニ 特定法人貸付事業の実施に関する基本的な事項

3 6 (略)

(農業経営基盤強化促進基本構想)

第六条 (略)

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

四 (略)

五 遊休農地の農業上の利用の増進に関する次に掲げる事項

イ 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるもの（以下「要活用農地」という。）の所在

ロ 第十二条第一項の認定を受けた者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関する事項

る事項

〔削る。〕

〔削る。〕

3・4
(略)

5 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6・7
(略)

第二節 農地保有合理化法人

る事項

六 特定法人貸付事業に関する次に掲げる事項

イ 要活用農地が相当程度存在する区域であつて、特定法人貸付事業を実施することが適当であると認められる区域

ロ 特定法人貸付事業の実施主体

ハ 設定される賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準及び賃借権の借賃の算定基準

ニ 特定法人と締結する協定に関する事項

ホ その他農林水産省令で定める事項

3 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域（農業振興地域の区域内に限る。）の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。

4・5
(略)

6・7
(略)

第二節 農地保有合理化法人

(農地保有合理化事業規程)

第七条 第五条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人は、農地保有合理化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地保有合理化事業の実施に関する規程（以下「農地保有合理化事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

〔削る。〕

2| (略)

3| 都道府県知事は、農地保有合理化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 基本方針に適合すること。

二・三 (略)

4| (略)

第八条 前条第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）は、農地保有合理化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は農地保有合理化事業規程の変更にたい

(農地保有合理化事業規程)

第七条 第五条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人又は前条第三項の規定により基本構想に定められた者は、農地保有合理化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地保有合理化事業の実施に関する規程（以下「農地保有合理化事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2| 前条第三項の規定により基本構想に定められた者（市町村を除く。）は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、同条第六項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の長の同意を得なければならない。

3| (略)

4| 都道府県知事は、農地保有合理化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 第五条第二項第四号ロに規定する法人にあつては基本方針に、前条第三項に規定する者にあつては基本構想に適合すること。

二・三 (略)

5| (略)

第八条 農地保有合理化法人は、農地保有合理化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の変

て、同項の規定は農地保有合理化事業規程の廃止について準用する。

(報告徴収)

第九条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地保有合理化法人に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(改善命令)

第十条 (略)

〔削る。〕

(承認の取消し)

第十一条 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の規定による承認を取り消すことができる。

一 農地保有合理化法人が第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたとき。

二 (略)

三 農地保有合理化法人が前条の規定による命令に違反したとき。

更について、同条第二項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の廃止について準用する。

(報告徴収)

第九条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地保有合理化法人(市町村を除く。次条第一項及び第十一条第一項において同じ。)に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(改善命令)

第十条 (略)

2 都道府県知事は、農地保有合理化法人(市町村及び第五条第二項第四号に規定する法人を除く。)に対し、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、同意市町村の長の意見を聴かなければならない。

(承認の取消し)

第十一条 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の規定による承認を取り消すことができる。

一 農地保有合理化法人が第五条第二項第四号又は第六条第三項に規定する法人でなくなつたとき。

二 (略)

三 農地保有合理化法人が前条第一項の規定による命令に違反したとき。

第三節 農地保有合理化支援法人

(準用)

第十一条の八 第九条から第十一条までの規定は、農地保有合理化支援法人について準用する。この場合において、第九条から第十一条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九条及び第十条中「農地保有合理化事業」とあるのは「第十一条の三に規定する業務」と、第十一条中「承認」とあるのは「指定」と、同条第一項中「第七条第一項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人でなくなつたとき」とあるのは「第十一条の三に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとする。

第四節 農地利用集積円滑化団体

(農地利用集積円滑化事業規程)

第十一条の九 第四条第三項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、第六条第六項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域（市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程（以下

第三節 農地保有合理化支援法人

(準用)

第十一条の八 第九条、第十条第一項及び第十一条の規定は、農地保有合理化支援法人について準用する。この場合において、第九条、第十条第一項及び第十一条中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九条及び第十条第一項中「農地保有合理化事業」とあるのは「第十一条の三に規定する業務」と、第十一条中「承認」とあるのは「指定」と、同条第一項中「第七条第一項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「第五条第二項第四号又は第六条第三項に規定する法人でなくなつたとき」とあるのは「第十一条の三に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき」と、同条第二項中「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとする。

「農地利用集積円滑化事業規程」という。）を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程においては、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 基本構想に適合すること。

二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

三 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

四 その他農林水産省令で定める基準に適合すること。

4 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。

5 同意市町村は、第一項の承認を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

第十一条の十 前条第一項の承認を受けた者は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところ

るにより、同意市町村の承認を受けなければならない。

2 前条第三項から第五項までの規定は前項の規定による変更の承認について、同条第四項及び第五項の規定は前項の規定による廃止の承認について準用する。

第十一条の十一 同意市町村は、その区域（市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業規程を定めなければならない。

2 前項の農地利用集積円滑化事業規程は、第十一条の九第三項各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。

3 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項をその内容を含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会[〃]の決定を経なければならない。

4 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

5 第十一条の九第二項の規定は第一項の農地利用集積円滑化事業規程について、前二項の規定は当該農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

（委任の申込みに応ずる義務）

第十一条の十二 第十一条の九第一項の承認を受けた者又は農地利用集積

円滑化事業規程を定めた同意市町村（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）であつて、農地所有者代理事業を行うものは、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該委任契約の締結を拒んではならない。

（準用）

第十一条の十三 第九条から第十一条までの規定は、第十一条の九第一項の承認を受けた者について準用する。この場合において、第九条から第十一条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「同意市町村」と、第九条及び第十条中「農地保有合理化事業」とあるのは「農地利用集積円滑化事業」と、第十一条第一項中「第七条第一項」とあるのは「第十一条の九第一項」と、同項第一号中「第四条第二項に規定する一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「第四条第三項第一号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第二号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）」と読み替えるものとす

（農業経営改善計画の変更等）

第十二条の二 （略）

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認め

（農業経営改善計画の変更等）

第十二条の二 （略）

2 同意市町村は、前条第一項の認定に係る農業経営改善計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）が同条第四項各号に掲げる要件に該当しないものと認め

られるに至ったとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第三項に規定する者（第十四条において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

（認定農業者への利用権の設定等の促進）

第十三条 (略)

2 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業の実施が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体の同意を得て、当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を含めて当該調整を行うものとする。

3・4 (略)

第十三条の二 同意市町村の農業委員会は、前条第一項の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第二項の規定による当該農用地についての農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体を含めた調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体による買入れが特に必要であると認めるときは、同意市町村

られるに至ったとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第三項に規定する者（第十三条の三において「関連事業者等」という。）が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

（認定農業者への利用権の設定等の促進）

第十三条 (略)

2 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地保有合理化事業の実施が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人の同意を得て、当該農地保有合理化法人を含めて当該調整を行うものとする。

3・4 (略)

第十三条の二 同意市町村の農業委員会は、前条第一項の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第二項の規定による当該農用地についての農地保有合理化法人を含めた調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地保有合理化法人による買入れが特に必要であると認めるときは、同意市町村の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請するこ

の長に対し、次項の規定による通知をするよう要請することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3・4 (略)

5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体以外の者に譲り渡してはならない。

6 第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買入れた農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

(農地法の特例)

第十四条 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第三項第二号の規定の適用については、同号中「株式会社にあつては、チに掲げる者」とあるのは、「株式会社にあつては、チに掲げる者（農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定す

とができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地保有合理化法人が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3・4 (略)

5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間（その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間）は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地保有合理化法人以外の者に譲り渡してはならない。

6 第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買入れた農地保有合理化法人は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

(農地法の特例)

第十三条の三 関連事業者等が認定計画に従つて第十二条第三項に規定する措置として認定農業者に出資している場合における当該関連事業者等についての農地法第二条第七項第二号の規定の適用については、同号中「トに掲げる者の有する議決権の」とあるのは、「トに掲げる者（農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画に従つてそ

る認定計画に従つてその法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号において同じ。」とする。

〔削る。〕

第十七条 (略)

2 同意市町村は、市街化区域においては、農業経営基盤強化促進事業を行わないものとする。

(農用地利用集積計画の作成)

第十八条 (略)

2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 前号に規定する者が利用権の設定等(その者が利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業生産法人、農地保有合理化法人、農地利用集積団滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者)を除く。第六号において同じ。)である場合には、賃借権又は

の法人に出資している同項に規定する関連事業者等を除く。以下この号において同じ。」の有する議決権の」とする。

第十四条 削除

第十七条 (略)

2 同意市町村は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つたもの(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域及び生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区の区域を除く。以下「市街化区域」という。)においては、農業経営基盤強化促進事業を行わないものとする。

(農用地利用集積計画の作成)

第十八条 (略)

2 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 前号に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三〇五 (略)

六 第一号に規定する者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

七 前号に規定する者にあつては、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用の状況について、同意市町村の長に報告しなければならない旨

八 (略)

3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件(農業生産法人及び同項第六号に規定する者にあつては、イに掲げる要件)のすべてを備えることとなること。ただし、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、農業協同組合第十條第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、同法第十一条の三十一第

三〇五 (略)

六 (略)

3 農用地利用集積計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 前項第一号に規定する者が、利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件(農業生産法人にあつては、イ及びハに掲げる要件)のすべてを備えることとなること。ただし、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、特定法人が特定法人貸付事業の実施によつて賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合であつてこれらの権利の設定を受けた後においてイ及びハに掲げる要件を備えることとなるとき、同意市町村又は農地保有合理化法人が特定法人貸付事業の用に供するため利用権の設定

一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号チに掲げる者を除く。）が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあっては、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ（略）

〔削る。〕

三 前項第一号に規定する者が同項第六号に規定する者である場合にあっては、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

四 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地

等を受ける場合、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合、農業生産法人の組合員、社員又は株主が当該農業生産法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他政令で定める場合にあっては、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ（略）

ハ 前項第二号に規定する土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。

について利用権（その存続期間が五年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

4
（略）

5 同意市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める目的のために、農林水産省令で定めるところにより第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを申し出たときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

一 当該市町村の区域の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積団滑化団体 その事業実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的

二 第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする農業協同組合 その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図る目的

三 当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区 その地区内の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条第一項又は第八十九条の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まつて農用地の利用の集積を図る目的

（農用地利用集積計画の取消し等）

第二十条の二 同意市町村の長は、次の各号のいずれかに該当するときは

4
（略）

5 同意市町村は、第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体若しくは当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする農業協同組合が、その構成員若しくは組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする土地改良区が、その地区内の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条第一項若しくは第八十九条の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まつて農用地の利用の集積を図るため、農林水産省令で定めるところにより第二項各号に掲げる事項の全部又は一部を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを申し出た場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

、第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率性かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行つていないと認めるとき。

三 その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうちその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

2 同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。

一 第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第十八条第二項第六号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしな

いとき。

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

3 同意市町村は、前項の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 前項の規定による公告があつたときは、第二項の規定による取消しに

係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

5 同意市町村の農業委員会は、第十八条第二項第六号に規定する条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は第二項の規定による農用地利用集積計画の取消しがあつた場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(農用地利用規程)

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の八第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第六条第二項第四号ハに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第十八条第三項第四号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつていゝるものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特

(農用地利用規程)

第二十三条 農業協同組合法第七十二条の八第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第六条第二項第四号ハに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第十八条第三項第三号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつていゝるものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業

定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

5～9 （略）

10 第一項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体に対し、農用地利用改善事業に関し、必要な助言を求めることができる。

（農用地利用規程の変更等）

第二十四条 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2～4 （略）

第二十五条 （略）

法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

5～9 （略）

10 第一項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、農業委員会、農業協同組合及び農地保有合理化法人に対し、農用地利用改善事業に関し、必要な助言を求めることができる。

（農用地利用規程の変更等）

第二十三条の二 認定団体は、前条第一項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業生産法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業生産法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

2～4 （略）

第二十三条の三 （略）

(勸奨等)

第二十六条 (略)

〔削る。〕

(委託を受けて行う農作業の実施の促進等)

第二十七条 (略)

〔削る。〕

(勸奨等)

第二十四条 (略)

第二十五条 削除

(委託を受けて行う農作業の実施の促進等)

第二十六条 (略)

第四章の二 遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置

(農業委員会の指導)

第二十七条 同意市町村の農業委員会は、基本構想の達成に資する見地から特に必要であると認めるときは、その区域(市街化区域を除く。)内に存する要活用農地の所有者又はその要活用農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者(次条第一項において「使用収益権を有する者」という。)に対し、当該要活用農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導をするものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による指導をした場合においてもなお当該指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき、又は同項の規定による指導をすることができないときは、同意市町村の長に対し、次条第一項の規定による通知をするよう要請することができる。

(特定遊休農地である旨の通知等)

第二十七条の二 同意市町村の長は、前条第二項の規定による要請を受けた場合において、当該要請に係る要活用農地が引き続き耕作の目的に供されないことが当該要活用農地を含む周辺の地域の農業の振興を図る上で著しく支障があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該要活用農地の農地所有者（使用収益権を有する者がある場合には、その者。以下「農地所有者等」という。）に対し、当該要活用農地が特定遊休農地である旨を通知するものとする。ただし、過失がなくて通知を受けるべき特定遊休農地の農地所有者等を確知することができないときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、農林水産省令で定める事由に該当する場合を除き、当該通知があつた日から起算して六週間以内に、農林水産省令で定めるところにより、当該通知に係る特定遊休農地の農業上の利用に関する計画を同意市町村の長に届け出なければならない。

3 同意市町村の長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画に当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の記載があるときは、その旨を農業委員会に通知するものとする。

4 前項の規定により農業委員会に通知があつた場合は、第十三条第一項の農用地の所有者からの申出があつたものとみなす。

（特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告等）

第二十七条の三 同意市町村の長は、前条第二項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る計画の内容からみて、基本構想の達成

に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、当該特定遊休農地の農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 同意市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する農地保有合理化法人、市町村又は特定農業法人（以下「農地保有合理化法人等」という。）で農林水産省令で定める要件に該当するものの中から利用権の設定等に関する協議を行う者を指定して、その者が利用権の設定等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

3 前項の規定により協議を行う者として指定された農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して六週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことができる。この場合において、当該通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うことを拒んではならない。

4 前項の規定による協議に係る特定遊休農地の利用権の設定等を受けた農地保有合理化法人等は、基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

（都道府県知事の調停）

第二十七条の四 前条第三項の規定による協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同条第二項の指定を受けた農地保有合理化法人等は、同項の規定による通知があつた日から起算して二月以内に、農林

水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに調停を行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の調停を行う場合には、当事者の意見を聴くとともに、前条第二項の指定をした同意市町村の長に対し、助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

（裁定の申請）

第二十七条の五 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調停案の受諾をしないときは、第二十七条の第三項の指定を受けた農地保有合理化法人等は、当該勧告があつた日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。以下同じ。）の設定に関し裁定を申請することができる。

（意見書の提出）

第二十七条の六 都道府県知事は、前条の規定による申請があつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、その申請に係る特定

遊休農地の農地所有者等にこれを通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者の有する権利の種類及び内容、その者が前条の規定による申請に係る特定遊休農地を現に耕作の目的に供していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしてはならない。

(裁定)

第二十七条の七 都道府県知事は、第二十七条の五の規定による申請に係る特定遊休農地が現に耕作の目的に供されておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容その他その特定遊休農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き耕作の目的に供されることが確実であると見込まれる場合において、その申請をした者がその特定遊休農地をその者の利用計画に従って利用に供することが基本構想の達成のため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、特定利用権を設定すべき旨の裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特定利用権を設定すべき特定遊休農地の所在、地番、地目及び面積

二 特定利用権の内容

三 特定利用権の始期及び存続期間

四 借賃

五 借賃の支払の方法

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えてはならず、同項第二号に掲げる事項についてはその特定遊休農地の性質によつて定まる用方に従い利用することとなるものでなければならず、同項第三号に規定する存続期間については五年を限度としなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の裁定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。

（裁定の効果等）

第二十七条の八 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての審査請求に対する裁決によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等との間に特定利用権の設定に関する契約が締結されたものとみなす。

3 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百七十二条ただし書及び第六百十二条の規定は、前項の場合には、適用しない。

第二十七条の九 第二十七条の七第一項の裁定のうち借賃の額について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求することができる。ただし、その裁定があつた日から六月を経過したときは、この限りでない。

2 前項の訴えにおいては、第二十七条の七第一項の裁定の申請をした者又はその申請に係る特定遊休農地の農地所有者等を被告とする。

3 第二十七条の七第一項の裁定についての審査請求においては、その借賃の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

（特定利用権に係る賃貸借の解除）

第二十七条の十 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利用権を有する者が正当な理由がなく引き続き一年以上その特定利用権に係る特定遊休農地の全部又は一部をその目的に供しなかつたときは、その特定利用権を設定した者は、その目的に供されていない特定遊休農地につき、都道府県知事の承認を受けて、その特定利用権に係る賃貸借の解除をすることができる。

（特定利用権の譲渡等の禁止）

第二十七条の十一 第二十七条の八第二項の規定により設定された特定利用権を有する者は、その特定利用権を譲り渡し、又はその特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付けることができない。ただし、特定利用権を有する農地保有合理化法人又は市町村が、農地売買等事業又は特定法人貸付事業により特定利用権に係る特定遊休農地を貸し付ける場合は、この限りでない。

2 民法第六百十二条の規定は、前項ただし書の場合には、適用しない。

（措置命令）

第二十七条の十二 同意市町村の長は、特定遊休農地における病害虫の発生、土石その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該特定遊休農地の農地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下この条において「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、農林水産省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

3 同意市町村の長は、第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

一 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた特定遊休農地の農地所有者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該支障の除去等の措置を命ずべき特定遊休農地の農地所有者等を確知することができないとき。

〔削る。〕

三 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第一項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

四 同意市町村の長は、前項の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定遊休農地の農地所有者等に負担させることができる。

五 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四章の三 特定法人貸付事業の実施

第二十七条の十三 基本構想において定められた特定法人貸付事業の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）は、第六条第二項第六号イの区域（市街化区域を除く。）において、当該区域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて必要であると認めるときは、当該区域内の農用地について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するため、基本構想に従い特定法人貸付事業を行うものとする。

二 実施主体は、特定法人貸付事業の実施に当たり、特定法人の行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める事項を内容とする協定を特定法人（実施主体が農地保有合理化法人である場合にあっては、特定法人及び同意市町村）と締結するものとする。

(資金の貸付け)

第三十四条 国は、都道府県が農地保有合理化法人に対し、その行う農地保有合理化事業（研修等事業を除く。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 (略)

(農業委員会等の協力)

第三十七条 農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体は、この法律その他の法令の定めるところにより農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たつては、この法律に基づく措置の円滑な推進に資することとなるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

(事務の区分)

第三十八条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第六項、第

3

実施主体は、特定法人貸付事業の実施により特定法人に貸し付けられている農用地について、特定法人が前項の協定に違反した場合には、当該農用地の貸付契約を解除することができる。この場合において、実施主体が農地保有合理化法人であるときは、実施主体である農地保有合理化法人は、あらかじめ、同意市町村に協議しなければならない。

(資金の貸付け)

第三十四条 国は、都道府県が農地保有合理化法人に対し、その行う農地保有合理化事業（第四条第二項第四号に掲げる事業を除く。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 (略)

(農業委員会等の協力)

第三十七条 農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地保有合理化法人は、この法律その他の法令の定めるところにより農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるに当たつては、この法律に基づく措置の円滑な推進に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

(事務の区分)

第三十八条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、第六条第六項、第

七条第一項及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）
、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定によ
り都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九
項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

〔削る。〕

第三十九条 第十三条の二第五項の規定に違反して同項に規定する期間内
に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

〔削る。〕

〔削る。〕

七条第一項及び第五項（第八条第二項において準用する場合を含む。）
、第八条第一項、第九条から第十一条まで、第二十七条の四、第二十七
条の五、第二十七条の六第一項、第二十七条の七第一項及び第四項、第
二十七条の八第一項、第二十七条の十並びに第二十九条の規定により都
道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第
一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第三十九条 第二十七条の十二第一項の規定による命令に違反した者は、
三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処す
る。

- 一 第十三条の二第五項の規定に違反して、同項に規定する期間内に農
用地を譲り渡した者
- 二 第二十七条の二第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の
届出をした者

改 正 後	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第一章の二 農用地等の確保等に関する基本指針（第三条の二・第三条の三） 第二章 農業振興地域整備基本方針（<u>第四条―第五条の三</u>） 第三章 農業振興地域の指定等（第六条・第七条） 第四章 農業振興地域整備計画（第八条―第十三条の六） 第五章 土地利用に関する措置（第十四条―第十九条） 第六章 雑則（第二十条―第二十五条） 第七章 罰則（第二十六条・第二十七条） 附則 （基本指針の作成） 第三条の二 （略） 2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。 一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な方向 二 <u>都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に</u>	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第一章の二 農用地等の確保等に関する基本指針（第三条の二・第三条の三） 第二章 農業振興地域整備基本方針（<u>第四条・第五条</u>） 第三章 農業振興地域の指定等（第六条・第七条） 第四章 農業振興地域整備計画（第八条―第十三条の六） 第五章 土地利用に関する措置（第十四条―第十九条） 第六章 雑則（第二十条―第二十五条） 第七章 罰則（第二十六条・第二十七条） 附則 （基本指針の作成） 第三条の二 （略） 2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、農業振興地域整備基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。 一 <u>農用地等の確保に関する基本的な方向</u>

関する事項	
三・四 (略)	二・三 (略)
3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、前項第二号に掲げる事項に係る部分については都道府県知事の意見を聴かなければならない。	3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
4 (略)	4 (略)
(農業振興地域整備基本方針の作成)	(農業振興地域整備基本方針の作成)
第四条 (略)	第四条 (略)
2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	一 農用地等の確保に関する事項
二・三 (略)	二・三 (略)
3ゝ7 (略)	3ゝ7 (略)
(確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況に関する資料の提出の要求等)	
第五条の二 農林水産大臣は、毎年、都道府県に対し、当該都道府県の農業振興地域整備基本方針に定める確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十五条の四第一項の規定による資料の提出の求めを行うものとする。	
2 農林水産大臣は、毎年、前項の規定により提出を受けた資料により把	

握した目標の達成状況を公表するものとする。

（農用地等の確保を図るための是正の要求の方式）

第五条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により提出を受けた資料により把握した目標の達成状況が著しく不十分であると認める場合において、次に掲げる都道府県知事の事務の処理が農用地等の確保に支障を生じさせていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

一 次条第一項の規定による指定に関する事務

二 第七条第一項の規定による変更又は解除に関する事務

三 第八条第四項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同意に関する事務

四 第十三条第三項の規定による指示に関する事務

（農業振興地域整備計画の変更）

第十三条 （略）

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

一・二 （略）

三 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない

（農業振興地域整備計画の変更）

第十三条 （略）

2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

一・二 （略）

と認められること。

四・五 (略)

3・4 (略)

第十三条の五 土地改良法第九十九条(第一項を除く。)、第一百一条第二項、第一百二条から第一百七条まで、第一百八条第一項及び第二項、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十四条第一項、第一百十五条、第一百八条(第二項を除く。)並びに第二百二十一条から第二百二十三条までの規定は、第十三条の二第一項及び第二項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の二 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為

二 (略)

三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五

三・四 (略)

3・4 (略)

第十三条の五 土地改良法第九十九条(第一項を除く。)、第一百一条第二項、第一百二条から第一百七条まで、第一百八条第一項及び第二項、第一百九条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十四条第一項、第一百十五条、第一百八条(第二項を除く。)並びに第二百二十一条から第二百二十三条までの規定は、第十三条の二第一項及び第二項の規定による交換分合について準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の二 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行う行為

二 (略)

三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項、第五条

条第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為

三の二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四條第四項第一号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為

三の三（略）

2（略）

7 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。

8 第六項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

（農地等の転用の制限）

第十七条 農林水産大臣及び都道府県知事は、農用地区域内にある農地法第二條第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四條第一項及び第五條第一項の許可に関する処分を行うに当たつては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。

第一項又は第七十三條第一項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為

三の二 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第四條第三項第一号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為

三の三（略）

2（略）

（農地等の転用の制限）

第十七条 農林水産大臣及び都道府県知事は、農用地区域内にある農地法第二條第一項に規定する農地及び採草放牧地についての同法第四條第一項、第五條第一項及び第七十三條第一項の許可に関する処分を行うに当たつては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。

改 正 後	現 行
第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の第三項及び第九項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導 二 二十五（略） ②（略） ③ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。 一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一条の三十一第一項第一号及び第三号において同じ。） 二（略） ④ ②④（略） 第十一条の三十一 出資組合は、次に掲げる場合には、第十条に規定する事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる	第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。 一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の第三項及び第五項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導 二 二十五（略） ②（略） ③ 第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売り渡すことを目的とする信託の引受けを行うことができる。 一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一条の三十一第一項第二号において同じ。） 二（略） ④ ②④（略） 第十一条の三十一 出資組合は、<u>効率的かつ安定的な農業経営を育成するため</u>、次に掲げる場合には、第十条に規定する事業のほか、農業の経営

る。

一 当該組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、当該農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通しからみて、当該農地又は採草放牧地の農業上の利用の増進を図るためには組合が自ら農業の経営を行うことが相当と認められるものについて農業の経営を行う場合

二 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。）として同法第四条第三項第一号ハに掲げる事業を実施する場合

三 農地又は採草放牧地を利用しないで行う場合において、前二号に掲げる場合に準ずる場合として農林水産省令で定めるとき。

② (略)

③ 第一項の規定により組合が農業の経営を行うには、総組合員（第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。以下この条において同じ。）又は総会員（第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員を除く。第九項において同じ。）の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

④ (略)

⑤ 組合員（第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員を除く。第七項及び第八項において同じ。）の総数が農林水産省令で定める数を超える農業協同組合にあつては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による同意を要しない。

⑥ 前項に規定する農業協同組合が同項の規定により第三項又は第四項の

及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。

一 農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）として同項第四号に掲げる事業を実施する場合

二 農地又は採草放牧地を利用しないで行う場合において、前号に掲げる場合に準ずると認められるとき。

② (略)

③ 第一項の規定により組合が農業の経営を行うには、総組合員又は総会員（第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員又は同条第二項第二号若しくは第三号の規定による会員を除く。第五項において同じ。）の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

④ (略)

規定による同意を得ないで農業の経営を行う場合には、当該農業協同組合の総会に総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

⑦ 第五項に規定する農業協同組合が前項の規定により議決をした場合には、当該議決をした日から二週間以内に、当該議決の内容を公告し、又は組合員に通知しなければならない。

⑧ 第五項に規定する農業協同組合の総組合員の六分の一以上の組合員が前項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該農業協同組合に対し書面をもつて農業の経営に反対の意思の通知を行ったときは、第五項の規定により第三項又は第四項の規定による同意を得ないで農業の経営を行うことはできない。

⑨ 農業協同組合連合会の会員である組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に関し、第三項又は第四項の規定による同意をするには、当該組合の総会に総組合員又は総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。農業協同組合連合会を間接に構成する農業協同組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に関し、当該農業協同組合が属する農業協同組合連合会の総会において議決権を行使する場合においても、同様とする。

第七十二条の十 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者（農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者）で定款で定めるものとする。

一・二 （略）

三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に

⑤ 農業協同組合連合会の会員である組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に関し、前二項の規定による同意をするには、当該組合の総会に総組合員又は総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。農業協同組合連合会を間接に構成する農業協同組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に関し、当該農業協同組合が属する農業協同組合連合会の総会において議決権を行使する場合においても、同様とする。

第七十二条の十 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者（農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者）で定款で定めるものとする。

一・二 （略）

三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に

掲げる事業に係る出資を行つた農地保有合理化法人（同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。） 四（略） ②・③（略）	掲げる事業に係る出資を行つた農地保有合理化法人（前号に掲げる者を除く。） 四（略） ②・③（略）
--	---

○ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）（附則第三十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 （略） 2 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。 一 次のいずれかに該当するものであること。 イ （略） ロ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、<u>農業経営を営む法人</u>となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすもの）に限り、法人を除く。）であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの 二・三 （略）	（定義） 第二条 （略） 2 この法律において「対象農業者」とは、次に掲げる要件に該当する者をいう。 一 次のいずれかに該当するものであること。 イ （略） ロ 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業団体その他の委託を受けて農作業を行う組織（地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること、<u>農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人</u>となることが確実であると見込まれることその他の農林水産省令で定める要件を満たすもの）に限り、法人を除く。）であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの 二・三 （略）

◎ 農地法等の一部を改正する法律附則（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四十三条の規定 公布の日

二 附則第四十条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

（権利移動及び転用の制限に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）第三条第一項の規定又はこの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第一条の規定による改正後の農地法（以下「新農地法」という。）第三条第一項の規定又はこの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行前にされた旧農地法第三条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又

は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 新農地法第三条の三第一項の規定は、この法律の施行後に農地又は採草放牧地について新農地法第三条第一項本文に掲げる権利を取得した者について適用する。

4 この法律の施行の際現に国又は都道府県が農地を農地以外のものにする行為に着手しているときは、当該行為については、新農地法第四条第一項本文及び第五項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前に旧農地法第七条第一項第四号の指定を受けた小作地（旧農地法第二条第二項に規定する小作地をいう。以下同じ。）についての農地の転用の制限については、なお従前の例による。

（小作地等の買収に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にされた旧農地法第八条第一項の規定による公示に係る小作地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧農地法第十四条第二項（旧農地法第十五条第二項、第十五条の三第十項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第十五条第二項において準用する旧農地法第十一条第一項又は第二項の規定による買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る土地、立木、工作物又は水の使用に関する権利のその買収令書の交付又はその交付に代わる公示に係る買収については、なお従

前の例による。

3 この法律の施行前にされた旧農地法第十五条の三第三項の規定による公示に係る農地又は採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧農地法第十六条第一項の規定による申出に係る農地又は採草放牧地のその申出に係る買収については、なお従前の例による。

（利用関係の調整に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前に定められ、又は変更された旧農地法第二条第九項に規定する小作料については、旧農地法第二十二条の規定は、なおその効力を有する。

2 この法律の施行前に旧農地法第二十六条第一項（旧農地法第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ。）の承認の申請があつた場合における同項に規定する利用権の設定については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧農地法第二十六条第一項の承認を受けてする協議が調つたこと（旧農地法第三十条第二項（旧農地法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。）により設定された旧農地法第二十六条第一項に規定する利用権（前項の規定によりな

お従前の例によりこの法律の施行後に設定された利用権を含む。）については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に締結された旧農地法第三十二条に規定する契約に係る利用権の保護については、なお従前の例による。

（農地等の売渡しに関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に旧農地法第三十七条の規定により買受申込書の提出があつた場合における農地又は採草放牧地及び当該農地又は採草放牧地の附帯施設（旧農地法第三十六条第二項に規定する附帯施設をいう。以下同じ。）の売渡しについては、なお従前の例による。

（未墾地等の買収、売渡し等に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前に旧農地法第五十四条第二項の規定により設定されたものとみなされた地役権については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農地法第六十一条の規定により売り渡された土地、立木、工作物又は権利（以下「土地等」という。）の対価の支払が終了していない場合の当該対価の支払及び徴収については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧農地法第六十一条の規定により売り渡された土地等の検査及び買戻しについては

、旧農地法第七十一条及び第七十二条の規定並びに同条第四項において準用する旧農地法第五十条第二項及び第三項、第五十一条第二項及び第三項並びに第五十二条から第五十五条までの規定並びに附則第二十条の規定による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十条第三項（同法第百十一条、第三条の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律（以下「旧農振法」という。）第十三条の五、附則第二十九条の規定による改正前の農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十一条、附則第三十条の規定による改正前の集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十二条及び附則第三十条の規定による改正前の市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。

4 この法律の施行前に旧農地法第六十一条の規定により売り渡された土地等の処分の制限及び当該制限についての違反に対する処分については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧農地法第六十一条の規定により売り渡された土地であつて農地又は採草放牧地であるものについては、旧農地法第六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経過するまでは、新農地法第三条、第三条の三及び第五条の規定は、適用しない。

6 この法律の施行の際現に旧農地法第六十一条各号に該当している土地等（第三項の規定によりなおその

効力を有することとされる旧農地法第七十二条の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。
）の譲与については、なお従前の例による。

7 旧農地法第七十五条に規定する開墾その他開発のためにする行為についての他の法令の制限又は禁止の規定の適用除外については、なお従前の例による。

（草地利用権に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前に旧農地法第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認の申請があつた場合における旧農地法第七十五条の二第一項に規定する草地利用権（以下「草地利用権」という。）の設定又は存続期間の更新等については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧農地法第七十五条の二第一項又は第七十五条の七第一項の承認を受けてする協議が調つたこと（旧農地法第七十五条の六第二項（旧農地法第七十五条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議が調つたものとみなされる場合を含む。）により設定された草地利用権（前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定され、又はその存続期間が更新された草地利用権を含む。）については、なお従前の例による。

（買収した土地等の管理及び売払いに関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧農地法第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理している土地等（附則第三条の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に買収した土地等及び附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第七十二条の規定によりこの法律の施行後に買収した土地等を含む。）の管理については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例により管理する土地等については、附則第五条の規定によりなお従前の例により売り渡す場合又は第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農地法第八十条の規定により売り払い、若しくはその所管換若しくは所属替をする場合を除き、新農地法第四十六条の規定の例により売り払うものとする。

3 前項の場合において、売り払うべき農地又は採草放牧地が旧農地法第三十六条第一項第一号に規定する土地であり、農林水産省令で定めるところにより、同号に掲げる者がその買受けを希望したときは、農林水産大臣は、当該農地又は採草放牧地及び当該農地又は採草放牧地の附帯施設を、その者に売り払わなければならない。

4 第一項の規定によりなお従前の例により管理する土地等の売払い並びに所管換及び所属替並びに公共用又は公用への転用については、旧農地法第八十条の規定及び附則第二十条の規定により廃止された国有農

地等の売払いに関する特別措置法（昭和四十六年法律第五十号）の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、旧農地法第八十条第一項中「第七十八条第一項の規定により」とあるのは「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）附則第八十条第一項の規定によりなお従前の例により」と、「自作農の創設又は土地」とあるのは「土地」と、同条第二項中「もの」とあるのは「もの（農地法等の一部を改正する法律附則第三条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の第九条又は第十条の規定により買収したものを含む。）」とする。

5 第二項の規定により新農地法第四十六条の規定の例によることとされる土地等の売払い又は前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農地法第八十条の規定による土地等の売払いによつて農地又は採草放牧地の所有権が移転される場合は、新農地法第三条及び第三条の三の規定は、適用しない。

（不服申立てに関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にされた旧農地法の規定による処分又はこの附則の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後にされた処分に係る行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てについては、なお従前の例による。

（対価等の額の増減の訴えに関する経過措置）

第十条 旧農地法第八十五条の三第一項各号に掲げる対価、借賃又は補償金の額の増減の訴えについては、なお従前の例による。

（農業経営基盤強化促進基本方針等に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」という。）第五条の規定により定められ、又は変更された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針は、施行日から起算して三月を経過する日（その日までに第二条の規定による改正後の農業経営基盤強化促進法（以下「新基盤強化法」という。）第五条の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日）までの間は、新基盤強化法第五条の規定により定められ、又は変更された農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針とみなす。

2 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第六条第六項の同意に係る農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「旧基本構想」という。）は、施行日から、新基盤強化法第五条の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が定められ、又は変更された日から起算して三月を経過する日（その日までに新基盤強化法第六条の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が定められ

、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日）までの間は、新基盤強化法第六条第六項の同意に係る農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「新基本構想」という。）とみなす。

（農地保有合理化事業に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行の際現に旧農地売買等事業（旧基盤強化法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）又は同項第四号に掲げる事業を行っている旧市町村農地保有合理化法人（旧基盤強化法第七条第一項の承認を受けた法人（旧基盤強化法第六条第三項の規定により旧基本構想に定められた者に限る。）をいう。以下同じ。）が行うこれらの事業の実施については、施行日から、新基本構想が定められ、又は新基本構想とみなされた旧基本構想が変更された日から起算して三月を経過する日（その日までに当該旧市町村農地保有合理化法人（市町村を除く。）が新基盤強化法第十一条の九第一項の規定により新農地売買等事業（新基盤強化法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程（新基盤強化法第十一条の九第一項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいう。以下同じ。）の承認を受けたとき、又はその日までに当該旧市町村農地保有合理化法人（市町村に限る。）が新基盤強化法第十一条の十一第一項の規定により新農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その承認を受

けた日又はその定めた日）までの間は、なお従前の例による。

2 旧市町村農地保有合理化法人がこの法律の施行前に引受けを行った信託に係る旧基盤強化法第四条第二項第二号及び第二号の二に掲げる事業並びに旧市町村農地保有合理化法人がこの法律の施行前に行った出資に係る同項第三号に掲げる事業の実施については、なお従前の例による。

3 前二項の規定によりなお従前の例により旧市町村農地保有合理化法人が行う旧農地売買等事業並びに旧基盤強化法第四条第二項第二号及び第二号の二に掲げる事業についての農地法による農地又は採草放牧地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧市町村農地保有合理化法人（市町村及び農業協同組合を除く。）は、その出資に伴い付与される持分又は株式を保有している間、新農地法第二条第三項の規定の適用については、同項第二号へに掲げる農地保有合理化法人とみなす。

5 この法律の施行前に農事組合法人に旧基盤強化法第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った旧市町村農地保有合理化法人（農業協同組合を除く。）は、その出資に伴い付与される持分を保有している間、第四条の規定による改正後の農業協同組合法（以下「新農協法」という。）第七十二条の十第一項

の規定の適用については、同項第三号に掲げる農地保有合理化法人とみなす。

（遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にされた旧基盤強化法第二十七条第一項の規定による指導に係る同条第二項及び旧基盤強化法第二十七条の二から第二十七条の五までの規定による要請、勧告、調停、裁定の申請その他の行為については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる調停に係る調停案の受諾に伴う旧基盤強化法第四条第三項第一号の権利の設定又は移転についての農地法による農地の権利移動の制限については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧基盤強化法第二十七条の五の申請があつた場合（第一項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に当該申請があつた場合を含む。）における同条に規定する特定利用権（以下「特定利用権」という。）の設定については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に設定された特定利用権（前項の規定によりなお従前の例によりこの法律の施行後に設定されたものを含む。）については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定利用権についての農地法による農地の権利移動

の制限並びに賃貸借の更新及び解約等の制限については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした旧基盤強化法第二十七条の十二第一項の規定による命令に係る市町村長による支障の除去等の措置及び当該措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

（特定法人貸付事業に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行の際現に行われている旧基盤強化法第四条第四項に規定する特定法人貸付事業（以下「特定法人貸付事業」という。）の実施については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる特定法人貸付事業についての農地法による賃貸借の解約等の制限については、なお従前の例による。

（農用地等の確保等に関する基本指針等に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前に旧農振法第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更された農用地等の確保等に関する基本指針は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに第三条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律（以下「新農振法」という。）第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日）までの間は、新農振法第三条の二又は第三条の三の規定により定められ、又は変更された農用地等の確保等に関する基本

指針とみなす。

2 この法律の施行前に旧農振法第四条又は第五条の規定により定められ、又は変更された農業振興地域整備基本方針は、施行日から、新農振法第三条の二又は第三条の三の規定により農用地等の確保等に関する基本指針が定められ、又は変更された日から起算して六月を経過する日（その日までに新農振法第四条又は第五条の規定により農業振興地域整備基本方針が定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日）までの間は、新農振法第四条又は第五条の規定により定められ、又は変更された農業振興地域整備基本方針とみなす。

3 新農振法第五条の二の規定は、新農振法第四条又は第五条の規定により農業振興地域整備基本方針が定められ、又は変更された日の属する年の翌年以後の年に係る達成状況について適用する。

（国又は地方公共団体の行う開発行為に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行の際現に国又は地方公共団体が着手している開発行為（新農振法第十五条の二第一項に規定する開発行為をいう。）については、同項本文及び同条第七項の規定は、適用しない。

（農業協同組合等の農業の経営に関する経過措置）

第十七条 この法律の施行の際現に農業の経営（第四条の規定による改正前の農業協同組合法（以下「旧農

協法」という。）第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合に行われるものに限る。）を行っている農業協同組合は、附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例により旧基盤強化法第四条第二項第四号に掲げる事業を実施している間は、なお従前の例により当該農業の経営及びこれに附帯する事業を行うことができる。

2 前項の規定によりなお従前の例により農業の経営を行う農業協同組合が、新基盤強化法第四条第三項第一号ハに掲げる事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けたときは、当該農業協同組合が行っている農業の経営は、新農協法第十一条の三十一第一項第二号に掲げる場合に行う同条第三項又は第四項の規定による同意を得た農業の経営とみなす。

3 この法律の施行の際現に行われている農業の経営（旧農協法第十一条の三十一第一項第二号に掲げる場合に行われるものに限る。）は、新農協法第十一条の三十一第一項第三号に掲げる場合に行う同条第三項又は第四項の規定による同意を得た農業の経営とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十九条 政府は、農地制度における農業委員会の果たすべき役割にかんがみ、農業委員会の組織及び運営について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、農地の農業上の利用の増進等を図る上で農地に係る正確な情報を迅速に提供することが重要であることにかんがみ、農地に関する基本的な資料の整備の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、国内の農業生産の基盤であり、地域における貴重な資源である農地が、それぞれの地域において農業上有効に利用されるよう、農地の利用に関連する計画その他の制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第四条第一項及び第五条第一項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 政府は、前各項に規定するもののほか、この法律の施行後五年を目途として、新農地法、新基盤強化法

、新農振法及び新農協法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法の廃止）

第二十条 国有農地等の売払いに関する特別措置法は、廃止する。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法の廃止に伴う経過措置）

第二十一条 この法律の施行前に旧農地法第八十条第二項の規定により売り払われた土地等については、前条の規定により廃止された国有農地等の売払いに関する特別措置法の規定（同法の規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。

第二十二條～第四十二條 （略）

（政令への委任）

第四十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。